

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則

(浜松市協働センター条例施行規則の一部改正)

第1条 浜松市協働センター条例施行規則（平成24年浜松市規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要	
映写機（移動用）	16mm	円	(略)		映写機（移動用）	16mm	円	(略)	
	8mm	1,230				1,250			
	1日1回につき	610				1日1回につき	620		
ビデオプロジェクター		1,230			ビデオプロジェクター		1,250		
スライド映写機（移動用）		1,230			スライド映写機（移動用）		1,250		
オーバーヘッドプロジェクター		460			オーバーヘッドプロジェクター		470		
ビデオテープレコーダー		610			ビデオテープレコーダー		620		
拡声装置		1,230	(略)		拡声装置		1,250	(略)	
ダイナミック型マイクロホン		460	(略)		ダイナミック型マイクロホン		470	(略)	
ワイヤレスマイクロホン		720	(略)		ワイヤレスマイクロホン		730	(略)	
マイクロホンスタンド		(略)			マイクロホンスタンド		(略)		
移動用VTR卓		1,230	(略)		移動用VTR卓		1,250	(略)	
電気コンセント		(略)			電気コンセント		(略)		
山台		(略)			山台		(略)		
長机		(略)			長机		(略)		
展示パネル		(略)			展示パネル		(略)		
シンセサイザー	A型	2,570	(略)		シンセサイザー	A型	2,610	(略)	
	B型	1,230	(略)			B型	1,250	(略)	
ドラムセット		1,230	(略)		ドラムセット		1,250	(略)	
電子ピアノ		820	(略)		電子ピアノ		830	(略)	
電子オルガン		720			電子オルガン		730		
ウッドベース		610			ウッドベース		620		
ミキサー		(略)			ミキサー		(略)		
アンプ		(略)			アンプ		(略)		
移動用スピーカー		(略)			移動用スピーカー		(略)		
譜面台		(略)			譜面台		(略)		
調理台		300	(略)		調理台		310	(略)	
彫刻台		(略)	(略)		彫刻台		(略)	(略)	
工芸台		(略)			工芸台		(略)		
スポットライト		(略)			スポットライト		(略)		

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市防災学習センター条例施行規則の一部改正)

第2条 浜松市防災学習センター条例施行規則（平成30年浜松市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要	
ワイヤレスマイクロホン	1日1回につき	(略)	(略)		ワイヤレスマイクロホン	1日1回につき	(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	
スピーカー		(略)	(略)		スピーカー		(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	
プロジェクター	防災活動団体	<u>500</u>	(略)		プロジェクター	防災活動団体	<u>510</u>	(略)	
		その他 <u>1,000</u>	(略)				その他 <u>1,020</u>	(略)	
スクリーン		(略)	(略)		スクリーン		(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	
電気コンセント		(略)	(略)		電気コンセント		(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地域情報センター条例施行規則の一部改正)

第3条 浜松市地域情報センター条例施行規則（平成9年浜松市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要	
照明	調光装置	円	(略)		照明	調光装置	円	(略)	
		<u>2,050</u>	(略)				<u>2,090</u>	(略)	
		シーリングスポットライト	<u>460</u>	(略)			シーリングスポットライト	<u>470</u>	(略)
	ボーダーライト	<u>970</u>	(略)			ボーダーライト	<u>990</u>	(略)	
映像	プロジェクター	<u>5,140</u>	(略)		映像	プロジェクター	<u>5,230</u>	(略)	
	ビデオカメラ	<u>1,490</u>	(略)			ビデオカメラ	<u>1,510</u>	(略)	
	映像調整卓	<u>2,520</u>	(略)			映像調整卓	<u>2,560</u>	(略)	
	ビデオ一体型DVDプレーヤー	<u>720</u>	(略)			ビデオ一体型DVDプレーヤー	<u>730</u>	(略)	
音響	拡声装置	<u>2,050</u>	(略)		音響	拡声装置	<u>2,090</u>	(略)	
	マイクロホン	<u>510</u>	(略)			マイクロホン	<u>520</u>	(略)	
	ワイヤレスマイクロホン	<u>770</u>	(略)			ワイヤレスマイクロホン	<u>780</u>	(略)	
	ハンド型タイピン型	<u>720</u>	(略)			ハンド型タイピン型	<u>730</u>	(略)	

カセットデッキ	<u>720</u>	(略)	カセットデッキ	<u>730</u>	(略)
CD・MD一体型プレーヤー	<u>720</u>		CD・MD一体型プレーヤー	<u>730</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市市民協働センター条例施行規則の一部改正)

第4条 浜松市市民協働センター条例施行規則（平成14年浜松市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
拡声装置	1日1回につき	円	(略)	拡声装置	1日1回につき	円	(略)
		<u>1,230</u>				<u>1,250</u>	
マイクロホン		<u>720</u>	(略)	マイクロホン		<u>730</u>	(略)
プロジェクター		<u>1,020</u>	(略)	プロジェクター		<u>1,040</u>	(略)
スクリーン		<u>510</u>	(略)	スクリーン		<u>520</u>	(略)
テレビ・ビデオ装置		<u>1,230</u>	(略)	テレビ・ビデオ装置		<u>1,250</u>	(略)
いす		<u>300</u>	(略)	いす		<u>310</u>	(略)
電気コンセント		(略)		電気コンセント		(略)	
(略)			(略)				
備考 (略)				備考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(アクトシティ浜松条例施行規則の一部改正)

第5条 アクトシティ浜松条例施行規則（平成6年浜松市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

	種別	利用区分	金額	摘要	
大ホール	照明設備セットA	午前・午後・夜間各1回につき	円	1式 調光装置を含む。 特殊機器は、含まない。	
	照明設備セットB		106,750		
	照明設備セットC		80,090		
	調光装置		32,000		
	フットライト		5,290		
	花道フットライト		1,040		
	ロアーホリズントライト		520		
	ボーダーライト		2,090		
	アッパーホリズントライト		1,040		
	コンダクタースポットライト		3,190		
	フロントサイドスポットライト		620		
	ピンスポット		2kW以上		620
			1.5kW		520
			1kW		410
			1kW未満		310
ストリップライト	310				

特殊 機 器	センターピンスポット	3kW	4,240			
		2kW	3,190			
	エフェクトプロジェクタ ースポットライト	4kWHMI	8,530	1式		
		1.2kWHMI	7,430	効果器を含む。		
		2kWハロゲン	1,040	1台		
		1kWハロゲン	520	効果器は、含まない。		
		2.5kWHMI	2,090			
	効果器		1,040	1台	ディスクマシン、ドラムマシンほか	
	効果器操作ボックス		520	1台		
	ストロボ		1,040			
	ミラーボール		1,040			
	星球		1,040	1式		
	ライトタワー		520	1台		
	映 写	大型映像装置	ハイビジョン映像	53,370	1式	スクリーンを含む。
一般映像			32,000			
ホールカメラ			3,190	1台	録画装置を含む。	
35mm・16mm兼用映写機			10,630	1式		
スライド映写機			5,290	スクリーンを含む。		
スクリーン		フロント投影用	2,610	1式		
		リア投影用	5,290			
映像送信装置			10,630			
音 響		音響調整装置		8,530	1式	マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
		マイクロホン		1,040	1本	
	ステレオ型マイクロホン		2,610	マイクロホンスタン		
	ワイヤレスマイクロホン		2,090	ドを含む。		
	つりマイクロホン装置	3点つり	1,040	1本		
		1点つり	520	マイクロホンは、含まない。		
	カセットテープレコーダー		1,040	1台		
	オープンリールテープレコーダー		1,040			
	デジタルオーディオテープレコーダー		1,040			
	光磁気エディター		3,190			
	CDプレーヤー		1,040			
	移動用ミキサー卓	大型	3,190			
		小型	1,040			
	移動用録音調整卓		2,090			
	客席音響調整席		1,040	1式		
	移動用パワーアンプ		2,090			
	移動用ステージスピーカー	大型	1,570	1台		
中型		1,040				
小型		520				
ステージモニタースピーカー		520				
フライングスピーカー昇降装置		2,090	1式			
舞 台	オーケストラピット		10,630	1式		
	音響反射板		6,390	1式		

	大せり	
	切り穴用小せり	
	側舞台スライディングステージ	
	後舞台スライディングステージ	
	回り盆	
	付け花道	
	所作台	
	松羽目	
	竹羽目	
	金びょうぶ	
	日舞用囲いパネル	
	早替わりブース	
	移動式姿見	
	定式幕	
	紗幕	
	浅黄幕	
	紅白幕	
	ジョーゼット幕	
	地がすり	
	上敷	
	毛せん	
	長座布団	
	高座用座布団	
	バレエシート	
	振り落とし装置	
	平台	
	指揮者台	
	オーケストラピット用指揮者台	
	譜面台	
	譜面灯	
	演台	
	司会者台	
	長机	
	いす	
	スモークマシン	
	ドライアイスマシン	
その他	ピアノ	コンサート型A
		コンサート型B
		グランド型
		チェンバロ
		ハーブ
		同時通訳装置
		同時通訳受信機
		テレビ中継・録画装置
		ラジオ中継・録音装置
		特殊電源

		ライトを含む。
2,090	1台	
1,040		
2,090		
10,630	1式	
2,090		
10,630	1式	鳥屋囲い及び所作台を含む。
15,970	1式	
1,570		
1,570		
1,570	1双	
1,570	1式	
1,040		
1,040	1台	
1,570	1式	
1,570	1枚	
1,040		
1,040		
2,090	1式	
1,040	1枚	
310		
200		
100		
100		
3,190	1式	
310		
200	1組	
310	1台	
1,040		
100		
100		
1,040	1式	
520	1台	
200	1脚	
100		
2,090	1台	
2,090		ジェットファンを含む。
10,630	1台	
7,430		調律代は、含まない。
4,240		
4,240		
4,240		
21,310	1式	
200	1台	
10,630	1式	
5,290		
200		1kW以内、1kW増すごとに200円

中 ホ ー ル	照 明	照明設備セットA		27,760	1式
		照明設備セットB		19,220	調光装置を含む。 特殊機器は、含まない。
	調光装置		3,190	1式	
	ステージダウンライト		8,530		
	ピ ン ス ポ ット	2kW以上		620	1台
		1.5kW		520	
	1kW		410		
	1kW未満		310		
			3,190		
	特 殊 機 器	センターピンスポット	2kW	7,430	1式 効果器を含む。
		エ フ ェ ク ト プ ロ ジ ェ ク タ ー ス ポ ット ラ イ ト	1.2kWHMI	1,040	1台
			2kWハロゲン	520	効果器は、含まない。
			1kWハロゲン	1,040	1台 ディスクマシン、ドラ ムマシンほか
		効果器		520	1台
		効果器操作ボックス		1,040	
		ストロボ		1,040	
	ミラーボール		1,040		
	星球		1,040	1式	
	ライトタワー		520	1台	
	映 写	大型映像装置	ハイビジョン映 像	32,000	1式 スクリーンを含む。
			一般映像	21,310	
		ホールカメラ		3,190	1台 録画装置を含む。
		16mm映写機		7,430	1式
スライド映写機		5,290	スクリーンを含む。		
スクリーン		2,090	1式		
映像送信装置		10,630			
		4,240	1式 マイクロホン及びマ イクロホンスタンド 各2本を含む。		
音 響	音響調整装置		1,040	1本	
	マイクロホン		2,610	マイクロホンスタン ドを含む。	
	ステレオ型マイクロホン		2,090		
	ワイヤレスマイクロホン		1,040	1台	
	カセットテープレコーダー		1,040		
	オープンリールテープレコーダー		1,040		
	デジタルオーディオテープレコーダー		1,040		
	デ ジ タル レ コ ー ダ ー	コンソール型	3,190		
		ポータブル型	1,040		
	CDプレーヤー		1,040		
	移動用ステージスピーカー		520		
	ステージモニタースピーカー		520		
舞 台	金びょうぶ		1,570	1双	
	平台		200	1組	
	指揮者台		310	1台	
	譜面台		100		
	演台		1,040	1式	

	司会者台		520	1台
	長机		200	1脚
	いす		100	
その他	パイプオルガン		26,660	1式 調律代は、含まない。
	ピアノ	コンサート型A	10,630	1台 調律代は、含まない。
		コンサート型B	7,430	
		グランド型	4,240	
	チェンバロ		4,240	
	同時通訳装置		15,970	1式
	同時通訳受信機		200	1台
	テレビ中継・録画装置		10,630	1式
	ラジオ中継・録音装置		5,290	
	特殊電源		200	1kW以内、1kW増すごとに200円
リハーサル室	音響設備Aセット		3,190	1式
	音響設備Bセット		2,090	マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	マイクロホン		1,040	1本
	ワイヤレスマイクロホン		2,090	マイクロホンスタンドを含む。
	グランド型ピアノ		4,240	1台 調律代は、含まない。
その他の共用物品	テーププリンター		1,040	1台
	移動用化粧前		520	
	展示パネル		200	
	展示パネル用照明器具		100	

別表の2の表を次のように改める。

	種別	利用区分	金額	摘要	
照明	スポットライト	午前・午後・夜間	円	1式 調光装置を含む。	
			1,040		
映写	映像設備セットA	各1回につき	32,000	1式	
	映像設備セットB		21,310		
	映像設備セットC		6,390		
	映像設備セットD		4,240		
	映像設備セットE		2,090		
	16mm映写機		固定式	7,430	1式 スクリーンを含む。
			移動用	3,190	
	スライド映写機		中型	4,240	
			小型	1,570	
			オーバーヘッドプロジェクター	4,240	
			小型	1,570	
	オーバーヘッドカメラ			1,040	1式
	ハイビジョン資料提示装置			5,290	
	録画カメラ			3,190	1台 録画装置1式を含む。
指示棒(レーザー光投射式)		310	1台		

	スクリーン	中型	2,090	1式
		小型	1,040	
		移動用	520	
	映像送信装置	10,630		
音響	音響設備Aセット		8,530	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
	音響設備Bセット		6,390	
	音響設備Cセット		3,190	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	録音設備		2,090	1式
	移動用スピーカー		1,040	
	マイクロホン		1,040	1本
	ワイヤレスマイクロホン		2,090	マイクロホンスタンドを含む。
	テーププリンター		1,040	1台
その他	同時通訳装置		15,970	1式
	同時通訳受信機		200	1台
	移動ステージ		310	
	金びょうぶ		1,040	1双
	展示パネル		200	1台
	展示パネル用照明器具		100	
	ホワイトボード(複写機付き)		1,040	
	電子タイプライター		520	
	ワードプロセッサ		520	
	特殊電源		200	1kW以内、1kW増すごとに200円

別表の3の表を次のように改める。

種別		利用区分	金額	摘要
照明	調光装置		円	1式
	サスペンションライト		2,090	1列
	移動用簡易照明設備		5,290	1式
映写	大型映像装置	ハイビジョン映像	32,000	1式 スクリーンを含む。
		一般映像	21,310	
	16mm映写機		7,430	
	スライド映写機		5,290	
	スクリーン		2,090	
音響	音響調整装置		6,390	1式 マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
	移動用音響設備		10,630	1式
	マイクロホン		1,040	1本
	ワイヤレスマイクロホン		2,090	マイクロホンスタンドを含む。
	デジタルオーディオテープレコーダー		1,040	1台
	テープレコーダー		1,040	
	CDプレーヤー		1,040	



舞台	移動ステージ			520	1台	
	演台			1,040	1式	
	司会者テーブル			520	1台	
	黒幕			520	1式	
	ホリゾン幕			1,040		
	金びょうぶ			1,570	1双	
その他	フロアーシート			150	1枚	
	コンパネ			50		
	フォークリフト			3,190	1台	
	高所作業車			3,190		
	長机			50	1脚	
	いす		スタッキング	30		
			折り畳み	20		
	展示パネル			200	1台	
	展示パネル用照明器具			100		
	特殊電源			200	1kw以内、1kw増すごとに200円	
	ユーティリティ設備		仮設電源	1 利用に	40	1kwh
			仮設上水	つき	360	1m <sup>3</sup>

別表の4の表を次のように改める。

種別		利用区分	金額	摘要	
照明	スポットライト	午前・午後・夜間	円	1式	
			1,040	調光装置を含む。	
映写	映像設備セットA	各1回につき	10,630	1式	
	映像設備セットB		6,390		
	映像設備セットC		4,240		
	映像設備セットD		2,090		
	16mm映写機		3,190	1式	
	スライド映写機		中型	4,240	スクリーンを含む。
			小型	1,570	
	オーバーヘッドプロジェクター		中型	4,240	
			小型	1,570	
	オーバーヘッドカメラ			1,040	1式
	指示棒(レーザー光投射式)			310	1台
	スクリーン		中型	2,090	1式
			小型	1,040	
			移動用	520	
音響	音響設備セットA		6,390	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。	
	音響設備セットB		3,190	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。	
	音響設備セットC		1,570	スピーカー付き移動用音響調整卓1式	
	移動用スピーカー		1,040	1式	
	録音設備		2,090		
	マイクロホン		1,040	1本	
	ワイヤレスマイクロホン		2,090	マイクロホンスタンドを含む。	

その他	ピアノ	コンサート型	7,430	1台 調律代は、含まない。	
		グランド型	4,240		
		アップライト型	1,040		
	電子オルガン		2,090	1台	
	電子オルガン用アンプ		520		
	シンセサイザー		1,040	1式	
	ドラムセット		1,040		
	ティンパニー		1,040	1台	
	シロフォン		1,040		
	マリンバ		2,090		
	グロッケン		1,040		
	ビブラフォン		1,570		
	チャイム		1,570		
	バスドラム		1,040		
	どら		1,040		
	ミキサー		520		
	アンプ		520		
	移動用スピーカー		520		1式
	移動ステージ		310		1台
	金びょうぶ		1,040		1双
	展示パネル		200		1台
	展示パネル用照明器具		100		
	ホワイトボード(複写機付き)		1,040		

(浜松市茶室条例施行規則の一部改正)

第6条 浜松市茶室条例施行規則(平成9年浜松市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(備付物品の利用料金)	(備付物品の利用料金)
第5条 条例別表の2の規則で定める額は、次のとおりとする。	第5条 条例別表の2の規則で定める額は、次のとおりとする。
茶道具(1式) 1日1回につき	茶道具(1式) 1日1回につき
<u>1,020円</u>	<u>1,040円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松復興記念館条例施行規則の一部改正)

第7条 浜松復興記念館条例施行規則(昭和63年浜松市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)					
	種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要
映写	16mm映写機	1日1回につき	円 <u>3,340</u>	(略)	映写	16mm映写機	1日1回につき	円 <u>3,400</u>	(略)
	スライド映写		<u>1,230</u>			スライド映写		<u>1,250</u>	

	機				機		
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>460</u>		オーバーヘッドプロジェクター		<u>470</u>
音響	拡声装置		<u>2,050</u>	(略)	拡声装置		<u>2,090</u>
	マイクロホン		<u>460</u>	(略)	マイクロホン		<u>470</u>
	ワイヤレスマイクロホン		<u>720</u>	(略)	ワイヤレスマイクロホン		<u>730</u>
	電気コンセント		(略)		電気コンセント		(略)
	展示パネル		(略)		展示パネル		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市旧浜松銀行協会条例施行規則の一部改正)

第8条 浜松市旧浜松銀行協会条例施行規則（平成21年浜松市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第5条の2関係）				別表（第5条の2関係）					
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要		
プロジェクター	1日1回につき	円	(略)	プロジェクター	1日1回につき	円	(略)		
DVD・CD・ビデオプレーヤー		<u>1,230</u>		<u>720</u>		DVD・CD・ビデオプレーヤー		<u>1,250</u>	<u>730</u>
ミキサーアンプ		<u>1,020</u>		<u>1,040</u>		ミキサーアンプ		<u>1,040</u>	
スピーカー		(略)		(略)		スピーカー		(略)	
スクリーン		<u>1,020</u>		<u>1,040</u>		スクリーン		<u>1,040</u>	
電子ピアノ		<u>720</u>		<u>730</u>		電子ピアノ		<u>730</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例施行規則の一部改正)

第9条 浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例施行規則（平成25年浜松市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
種別	利用区分		金額	摘要	種別	利用区分		金額	摘要
ピグランド型	1日1回	男女共同参画等推進団体	円	(略)	ピグランド型	1日1回	男女共同参画等推進団体	円	(略)
		その他	<u>820</u>				<u>830</u>		
アップライト型	1回につき	男女共同参画等推進団体	<u>1,640</u>	(略)	アップライト型	1回につき	男女共同参画等推進団体	<u>1,670</u>	(略)
		その他	<u>560</u>				<u>570</u>		
ドラムセット		男女共同参画等推進団体	<u>1,130</u>	(略)	ドラムセット		男女共同参画等推進団体	<u>1,150</u>	(略)
		その他	<u>510</u>				<u>520</u>		
拡声装		男女共同参画	<u>1,020</u>	(略)	拡声装		男女共同参画	<u>1,040</u>	(略)
		男女共同参画	<u>510</u>	(略)			男女共同参画	<u>520</u>	(略)

置	等推進団体			置	等推進団体		
	その他	<u>1,020</u>			その他	<u>1,040</u>	
マイク	(略)	(略)	(略)	マイク	(略)	(略)	(略)
ロホン	その他	<u>300</u>		ロホン	その他	<u>310</u>	
ワイヤ	男女共同参画	<u>300</u>		ワイヤ	男女共同参画	<u>310</u>	
レスマ	等推進団体			レスマ	等推進団体		
イクロ	その他	<u>610</u>		イクロ	その他	<u>620</u>	
ホン				ホン			
映像音	男女共同参画	<u>540</u>	(略)	映像音	男女共同参画	<u>550</u>	(略)
響再生	等推進団体			響再生	等推進団体		
装置	その他	<u>1,080</u>		装置	その他	<u>1,100</u>	
テー	男女共同参画	<u>300</u>		テー	男女共同参画	<u>310</u>	
プ・CD・	等推進団体			プ・CD・	等推進団体		
MDプレ	その他	<u>610</u>		MDプレ	その他	<u>620</u>	
ーヤー				ーヤー			
プロジ	男女共同参画	<u>920</u>		プロジ	男女共同参画	<u>940</u>	
ェクタ	等推進団体			ェクタ	等推進団体		
ー	その他	<u>1,850</u>		ー	その他	<u>1,880</u>	
スクリ	(略)	(略)	(略)	スクリ	(略)	(略)	(略)
ーン	(略)	(略)		ーン	(略)	(略)	
スポッ	(略)	(略)	(略)	スポッ	(略)	(略)	(略)
トライト	(略)	(略)		トライト	(略)	(略)	
フラッ	(略)	(略)		フラッ	(略)	(略)	
トライト	(略)	(略)		トライト	(略)	(略)	
フット	(略)	(略)		フット	(略)	(略)	
ライト	(略)	(略)		ライト	(略)	(略)	
アルミ	(略)	(略)		アルミ	(略)	(略)	
ステッ	(略)	(略)		ステッ	(略)	(略)	
プ				プ			
音響反	(略)	(略)	(略)	音響反	(略)	(略)	(略)
射板	(略)	(略)		射板	(略)	(略)	
ミキサ	男女共同参画	<u>250</u>	(略)	ミキサ	男女共同参画	<u>260</u>	(略)
ー	等推進団体			ー	等推進団体		
	その他	<u>510</u>			その他	<u>520</u>	
アンプ	男女共同参画	<u>250</u>		アンプ	男女共同参画	<u>260</u>	
	等推進団体				等推進団体		
	その他	<u>510</u>			その他	<u>520</u>	
スピー	(略)	(略)		スピー	(略)	(略)	
カー	(略)	(略)		カー	(略)	(略)	
指揮台	(略)	(略)		指揮台	(略)	(略)	
	その他	<u>300</u>			その他	<u>310</u>	
電気コ	(略)	(略)	(略)	電気コ	(略)	(略)	(略)
ンセン	(略)	(略)		ンセン	(略)	(略)	
ト				ト			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市鴨江アートセンター条例施行規則の一部改正)

第10条 浜松市鴨江アートセンター条例施行規則（平成25年浜松市規則第33号）の

一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
展示台	1日1回	(略)	(略)	展示台	1日1回	(略)	
移動式展示パネル	につき	(略)		移動式展示パネル	につき	(略)	
プロジェクター		300		プロジェクター		310	
スポットライト		(略)		スポットライト		(略)	
IHヒーター		(略)		IHヒーター		(略)	
電気コンセント		(略)		電気コンセント		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松科学館条例施行規則の一部改正)

第11条 浜松科学館条例施行規則（平成18年浜松市規則第120号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
照明	1日1回につき	円 <u>2,050</u>	(略)	照明	1日1回につき	円 <u>2,090</u>	
		<u>970</u>				<u>990</u>	
		<u>460</u>				<u>470</u>	
		(略)				(略)	
		<u>460</u>			<u>470</u>		
映写	16mm映写機	<u>3,340</u>	(略)	映写	16mm映写機	<u>3,400</u>	(略)
音響		<u>2,050</u>	(略)	音響		<u>2,090</u>	
		<u>460</u>				<u>470</u>	
		<u>720</u>				<u>730</u>	
		<u>720</u>				<u>730</u>	
		<u>720</u>				<u>730</u>	
		<u>720</u>				<u>730</u>	
		<u>720</u>				<u>730</u>	
	電源コンセント	(略)		電源コンセント	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市文化コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第12条 浜松市文化コミュニティセンター条例施行規則（平成22年浜松市規則第28

号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後							
別表(第5条関係)					別表(第5条関係)							
1 ホール等					1 ホール等							
種別		利用区分	金額	摘要	種別		利用区分	金額	摘要			
ホール	照明	調光装置	1日1回につき	円 (略) 4,260	ホール	照明	調光装置	1日1回につき	円 (略) 4,340			
		スポットライト	1kW	460			スポットライト	1kW	470			
			650W	300				650W	310			
			500W	(略)				500W	(略)			
		アップーホリゾントライト					970	アップーホリゾントライト			990	(略)
		ローーホリゾントライト					970	ローーホリゾントライト			990	(略)
		スタンド					(略)	スタンド			(略)	(略)
		ミラーボール					1,130	ミラーボール			1,150	(略)
		エフェクトマシン					720	エフェクトマシン			730	(略)
		マスキングキャリア					(略)	マスキングキャリア			(略)	(略)
		ストロボマシン					(略)	ストロボマシン			(略)	(略)
		スピナーースポットライト					970	スピナーースポットライト			990	(略)
映写	16mm映写機			7,090	映写	16mm映写機			7,220			
	ビデオプロジェクター			3,800		ビデオプロジェクター			3,870			
	映像調整卓			2,520		映像調整卓			2,560	(略)		
	ビデオカメラ(固定式)			1,490		ビデオカメラ(固定式)			1,510	(略)		
	録画用VTR			460		録画用VTR			470	(略)		
	AVリモコン操作卓			820		AVリモコン操作卓			830	(略)		
音響	拡声装置			2,000	音響	拡声装置			2,040			
	マルチエフェクタ			(略)		マルチエフェクタ			(略)			
	マイク	ダイナミック型		460		マイク	ダイナミック型		470	(略)		
		コンデンサー型		720			コンデンサー型		730	(略)		
	ワイヤレスマイクホン			720		ワイヤレスマイクホン			730	(略)		
	カセット式テープレコーダー			720		カセット式テープレコーダー			730	(略)		
	MDレコーダー			720		MDレコーダー			730	(略)		
	DATレコーダー			720		DATレコーダー			730	(略)		

	CDプレーヤー		720	(略)	
	移動用スピーカー		(略)	(略)	
	マイクロホンスタンド		(略)		
	移動音響卓		1,020	(略)	
	グランドピアノ		1,740	(略)	
	移動舞台		1,230	(略)	
	金ぴょうぶ		1,330	(略)	
	電気コンセント		(略)		
アトリエ	七宝焼釜		720	(略)	
スタジオ	グランドピアノ		1,740	(略)	
(略)					
その他の共用物品	映写機(移動用)	16mm	1日1回につき	1,230	(略)
		8mm		610	
	ビデオプロジェクター			1,230	
	スライド映写機(移動用)			1,230	
	オーバーヘッドプロジェクター			460	
	ビデオテープレコーダー			610	
	拡声装置(移動用)			1,230	(略)
	ダイナミック型マイクロホン			460	(略)
	ワイヤレスマイクロホン			720	(略)
	マイクロホンスタンド			(略)	
	移動用VTR卓			1,230	(略)
	山台			(略)	
	長机			(略)	
	展示パネル			(略)	
	電気コンセント			(略)	
	シンセサイザー	A型		2,570	(略)
		B型		1,230	(略)
	ドラムセット			1,230	(略)
	電子ピアノ			820	(略)
	電子オルガン			720	
ウッドベース			610		
ミキサー			(略)		
アンプ			(略)		
移動用スピーカー			(略)		
譜面台			(略)		

	CDプレーヤー		730	(略)	
	移動用スピーカー		(略)	(略)	
	マイクロホンスタンド		(略)		
	移動音響卓		1,040	(略)	
	グランドピアノ		1,780	(略)	
	移動舞台		1,250	(略)	
	金ぴょうぶ		1,360	(略)	
	電気コンセント		(略)		
アトリエ	七宝焼釜		730	(略)	
スタジオ	グランドピアノ		1,780	(略)	
(略)					
その他の共用物品	映写機(移動用)	16mm	1日1回につき	1,250	(略)
		8mm		620	
	ビデオプロジェクター			1,250	
	スライド映写機(移動用)			1,250	
	オーバーヘッドプロジェクター			470	
	ビデオテープレコーダー			620	
	拡声装置(移動用)			1,250	(略)
	ダイナミック型マイクロホン			470	(略)
	ワイヤレスマイクロホン			730	(略)
	マイクロホンスタンド			(略)	
	移動用VTR卓			1,250	(略)
	山台			(略)	
	長机			(略)	
	展示パネル			(略)	
	電気コンセント			(略)	
	シンセサイザー	A型		2,610	(略)
		B型		1,250	(略)
	ドラムセット			1,250	(略)
	電子ピアノ			830	(略)
	電子オルガン			730	
ウッドベース			620		
ミキサー			(略)		
アンプ			(略)		
移動用スピーカー			(略)		
譜面台			(略)		

2 ギャラリー等

種別		利用区分	金額	摘要
(略)				
ふれあい広場	照明	スポットライト	1kW 650W	1時間につき (略)
		スタンド		(略)
		音響	拡声装置	610
	マイク	ダイナミック型	(略)	(略)
		コンデンサー型	(略)	(略)
	ワイヤレスマイクホン		(略)	(略)
	カセットテープレコーダー		(略)	(略)
	CDプレーヤー		(略)	(略)
	移動用スピーカー		(略)	(略)
	グランドピアノ		(略)	(略)

2 ギャラリー等

種別		利用区分	金額	摘要
(略)				
ふれあい広場	照明	スポットライト	1kW 650W	1時間につき (略)
		スタンド		(略)
		音響	拡声装置	620
	マイク	ダイナミック型	(略)	(略)
		コンデンサー型	(略)	(略)
	ワイヤレスマイクホン		(略)	(略)
	カセットテープレコーダー		(略)	(略)
	CDプレーヤー		(略)	(略)
	移動用スピーカー		(略)	(略)
	グランドピアノ		(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市雄踏文化センター条例施行規則の一部改正)

第13条 浜松市雄踏文化センター条例施行規則（平成18年浜松市規則第111号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）						
種別		利用区分	金額	摘要	種別		利用区分	金額	摘要		
大ホール	舞台	所作台	午前・午後 5,140	円 (略)	大ホール	舞台	所作台	午前・午後 5,230	円 (略)		
		花道用所作台	・夜間 1,020	(略)			花道用所作台	・夜間 1,040	(略)		
		鳥屋囲	各1回につき	510			(略)	鳥屋囲	各1回につき	520	(略)
		平台	(略)	(略)			平台	(略)	(略)	(略)	
		高足・中足・箱足	(略)	(略)			高足・中足・箱足	(略)	(略)	(略)	
		松羽目	1,020	(略)			松羽目	1,040	(略)	(略)	
		金びょうぶ	1,020	(略)			金びょうぶ	1,040	(略)	(略)	
		演台	510	(略)			演台	520	(略)	(略)	
		司会者台	(略)	(略)			司会者台	(略)	(略)	(略)	
		ひな段用けこみ	(略)	(略)			ひな段用けこみ	(略)	(略)	(略)	
		指揮者台	(略)	(略)			指揮者台	(略)	(略)	(略)	
		指揮者用譜面台	(略)	(略)			指揮者用譜面台	(略)	(略)	(略)	
		演奏者用譜面	(略)	(略)			演奏者用譜面	(略)	(略)	(略)	



台		
木支木・人形立	(略)	
舞台用塩ビシート	(略)	
めくり台	(略)	
地がすり	510	(略)
紗幕	(略)	
ひ毛せん	(略)	
長座布団	(略)	
高座用座布団	(略)	
上敷ござ	(略)	
音響反射板	3,080	(略)
見切りパネル	1,020	(略)
照明		
調光装置	3,080	(略)
フットライト	510	(略)
ローアークホリゾン トライト	610	
第1天井反射板 ライト	510	(略)
第2天井反射板 ライト	510	
トーマンタル スポットライ ト	(略)	
第1ボーダーラ イト	510	(略)
第2ボーダーラ イト	510	
アッパーホリ ゾントライト	510	
フロントサイ ドスポットラ イト	(略)	(略)
シーリングス ポットライト	(略)	
センターピン スポットライ ト	1,020	
第1サスペン ションスポッ トライト	(略)	
第2サスペン ションスポッ トライト	(略)	
第3サスペン ションスポッ トライト	(略)	
スポットライ ト	(略)	
カッタースポ ット	300	

台		
木支木・人形立	(略)	
舞台用塩ビシート	(略)	
めくり台	(略)	
地がすり	520	(略)
紗幕	(略)	
ひ毛せん	(略)	
長座布団	(略)	
高座用座布団	(略)	
上敷ござ	(略)	
音響反射板	3,140	(略)
見切りパネル	1,040	(略)
照明		
調光装置	3,140	(略)
フットライト	520	(略)
ローアークホリゾン トライト	620	
第1天井反射板 ライト	520	(略)
第2天井反射板 ライト	520	
トーマンタル スポットライ ト	(略)	
第1ボーダーラ イト	520	(略)
第2ボーダーラ イト	520	
アッパーホリ ゾントライト	520	
フロントサイ ドスポットラ イト	(略)	(略)
シーリングス ポットライト	(略)	
センターピン スポットライ ト	1,040	
第1サスペン ションスポッ トライト	(略)	
第2サスペン ションスポッ トライト	(略)	
第3サスペン ションスポッ トライト	(略)	
スポットライ ト	(略)	
カッタースポ ット	310	

	花道用フットライト		<u>510</u>	(略)		花道用フットライト		<u>520</u>	(略)
	エフェクトマシン		<u>610</u>	(略)		エフェクトマシン		<u>620</u>	(略)
	ミラーボール		<u>510</u>	(略)		ミラーボール		<u>520</u>	(略)
	ストロボ		<u>510</u>			ストロボ		<u>520</u>	
	スモークマシン		<u>1,020</u>	(略)		スモークマシン		<u>1,040</u>	(略)
音響	音響装置		<u>1,020</u>	(略)	音響	音響装置		<u>1,040</u>	(略)
	移動型スピーカー		(略)	(略)		移動型スピーカー		(略)	(略)
	録音装置		<u>510</u>			録音装置		<u>520</u>	
	再生装置		<u>510</u>			再生装置		<u>520</u>	
	残響付加装置		<u>510</u>			残響付加装置		<u>520</u>	
	三点吊りマイク装置		<u>1,020</u>	(略)		三点吊りマイク装置		<u>1,040</u>	(略)
	エレベーターマイク装置		<u>1,020</u>			エレベーターマイク装置		<u>1,040</u>	
	コンデンサーマイク		<u>610</u>	(略)		コンデンサーマイク		<u>620</u>	(略)
	ダイナミックマイク		(略)			ダイナミックマイク		(略)	
	マイクロホンスタンド		(略)			マイクロホンスタンド		(略)	
	ワイヤレスマイク		<u>510</u>	(略)		ワイヤレスマイク		<u>520</u>	(略)
	ダイレクトボックス		<u>510</u>	(略)		ダイレクトボックス		<u>520</u>	(略)
	映写	16ミリ映写機		<u>2,050</u>		(略)	映写	16ミリ映写機	
スライド映写機			<u>1,020</u>		スライド映写機			<u>1,040</u>	
ビデオプロジェクター			<u>1,020</u>		ビデオプロジェクター			<u>1,040</u>	
スクリーン			<u>510</u>	(略)	スクリーン			<u>520</u>	(略)
カラー書架カメラ			<u>300</u>	(略)	カラー書架カメラ			<u>310</u>	(略)
ビデオデッキ			<u>300</u>		ビデオデッキ			<u>310</u>	
楽器	ピアノ		<u>5,140</u>	(略)	楽器	ピアノ		<u>5,230</u>	(略)
	コントラバス用椅子		(略)			コントラバス用椅子		(略)	
その他	電気コンセント		(略)		その他	電気コンセント		(略)	
イベントホール	ピアノ		<u>1,020</u>	(略)	イベントホール	ピアノ		<u>1,040</u>	(略)
	音響設備		<u>1,020</u>	(略)		音響設備		<u>1,040</u>	(略)
	マイク		(略)			マイク		(略)	
	スポットライト		(略)			スポットライト		(略)	
大会議室	ピアノ	1日1回に	<u>1,020</u>	(略)	大会議室	ピアノ	1日1回に	<u>1,040</u>	(略)
中会	ピアノ	つき	<u>1,020</u>	(略)	中会	ピアノ	つき	<u>1,040</u>	(略)

議室					議室					
小会議室	ピアノ		<u>1,020</u>	(略)	小会議室	ピアノ		<u>1,040</u>	(略)	
視聴覚室	ピアノ		<u>1,020</u>	(略)	視聴覚室	ピアノ		<u>1,040</u>	(略)	
美術工芸室	電気陶芸炉	1時間につき	<u>300</u>	(略)	美術工芸室	電気陶芸炉	1時間につき	<u>310</u>	(略)	
多目的ホール	ピアノ	1日1回につき	<u>1,020</u>	(略)	多目的ホール	ピアノ	1日1回につき	<u>1,040</u>	(略)	
その他共用	マイク		(略)		その他共用	マイク		(略)		
	電子黒板		(略)	(略)		電子黒板		(略)	(略)	
	移動用スクリーン		(略)				移動用スクリーン		(略)	
	テレビ・ビデオプロジェクター		<u>510</u>	(略)			テレビ・ビデオプロジェクター		<u>520</u>	(略)
			<u>1,020</u>	(略)					<u>1,040</u>	(略)
備考 (略)					備考 (略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市三ヶ日文化ホール条例施行規則の一部改正)

第14条 浜松市三ヶ日文化ホール条例施行規則（平成18年浜松市規則第112号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
ピアノ	1日1回につき	<u>1,020円</u>	(略)	ピアノ	1日1回につき	<u>1,040円</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市なゆた・浜北条例施行規則の一部改正)

第15条 浜松市なゆた・浜北条例施行規則（平成18年浜松市規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要		
舞台設備	所作台	午前・午後・夜間各1回につき	円 <u>5,140</u>	(略)	舞台設備	所作台	午前・午後・夜間各1回につき	円 <u>5,230</u>	(略)
	平台		(略)			平台		(略)	
	音響反射板		<u>2,160</u>	(略)		音響反射板		<u>2,200</u>	(略)
	金びょうぶ		<u>1,130</u>	(略)		金びょうぶ		<u>1,150</u>	(略)
	めくり台		(略)	(略)		めくり台		(略)	(略)
	指揮者台		(略)			指揮者台		(略)	

	指揮者用譜面台	<u>250</u>		
	奏者用譜面台	(略)		
	ひ毛せん	(略)	(略)	
	長座布団	(略)		
	高座用座布団	(略)		
	演台	(略)		
	司会者台	(略)		
照明設備	調光装置	<u>4,010</u>	(略)	
	ローアーホリゾントライト	(略)	(略)	
	ボーダーライト	(略)		
	サスペンションライト	(略)		
	アッパーホリゾントライト	(略)		
	シーリングライト	(略)		
	天井反射板ライト	<u>300</u>	(略)	
	センターピンスポットライト	<u>1,130</u>	(略)	
	スポットライト	(略)		
	プロジェクタースポット	<u>250</u>		
	エフェクトマシン	(略)		
	ミラーボール	<u>660</u>		
	先玉	(略)		
	音響設備	音響装置	<u>2,050</u>	(略)
		ステージスピーカー	(略)	(略)
サウンドプロセッサ		<u>510</u>		
グラフィックイコライザー		<u>510</u>		
マイク		<u>510</u>	(略)	
ワイヤレス				
ホン	ダイナミック	<u>250</u>		
	ステレオ	<u>1,740</u>		

	指揮者用譜面台	<u>260</u>		
	奏者用譜面台	(略)		
	ひ毛せん	(略)	(略)	
	長座布団	(略)		
	高座用座布団	(略)		
	演台	(略)		
	司会者台	(略)		
照明設備	調光装置	<u>4,080</u>	(略)	
	ローアーホリゾントライト	(略)	(略)	
	ボーダーライト	(略)		
	サスペンションライト	(略)		
	アッパーホリゾントライト	(略)		
	シーリングライト	(略)		
	天井反射板ライト	<u>310</u>	(略)	
	センターピンスポットライト	<u>1,150</u>	(略)	
	スポットライト	(略)		
	プロジェクタースポット	<u>260</u>		
	エフェクトマシン	(略)		
	ミラーボール	<u>680</u>		
	先玉	(略)		
	音響設備	音響装置	<u>2,090</u>	(略)
		ステージスピーカー	(略)	(略)
サウンドプロセッサ		<u>520</u>		
グラフィックイコライザー		<u>520</u>		
マイク		<u>520</u>	(略)	
ワイヤレス				
ホン	ダイナミック	<u>260</u>		
	ステレオ	<u>1,780</u>		

	コンデンサー	(略)		コンデンサー	(略)
	CDプレーヤー	<u>510</u>	(略)	CDプレーヤー	<u>520</u>
	カセットテープレコーダー	<u>510</u>		カセットテープレコーダー	<u>520</u>
	ポータブルCDカセットプレーヤー	<u>510</u>		ポータブルCDカセットプレーヤー	<u>520</u>
	MDレコーダー	<u>510</u>		MDレコーダー	<u>520</u>
映写設備	映像装置	<u>6,780</u>	(略)	映像装置	<u>6,910</u>
	ビデオプロジェクター	<u>2,160</u>	(略)	ビデオプロジェクター	<u>2,200</u>
	液晶プロジェクター	<u>1,130</u>		液晶プロジェクター	<u>1,150</u>
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>1,130</u>		オーバーヘッドプロジェクター	<u>1,150</u>
	ビデオデッキ	<u>1,130</u>		ビデオデッキ	<u>1,150</u>
	電動巻上げスクリーン	<u>2,160</u>	(略)	電動巻上げスクリーン	<u>2,200</u>
楽器	コンサートグランドピアノ	<u>3,800</u>	(略)	コンサートグランドピアノ	<u>3,870</u>
	グランドピアノ	<u>2,160</u>		グランドピアノ	<u>2,200</u>
その他	電気コンセント	(略)		電気コンセント	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市浜北文化センター条例施行規則の一部改正)

第16条 浜松市浜北文化センター条例施行規則（平成18年浜松市規則第106号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）						
1 ホール等					1 ホール等						
(1) ホール及び楽屋					(1) ホール及び楽屋						
種別	利用区分	金額		摘要	種別	利用区分	金額		摘要		
		大ホール	小ホール				大ホール	小ホール			
舞台設	オーケストラピット	午前・	円	(略)	(略)	舞台設	オーケストラピット	午前・	円	(略)	(略)
			<u>5,400</u>						<u>5,500</u>		

備	エプロンス テージ	午後・夜間各1回につき	<u>5,400</u>	(略)	
	所作台		<u>10,800</u>	<u>3,240</u>	
	花道用所作 台		<u>1,080</u>	(略)	
	平台		(略)		
	音響反射板		<u>3,240</u>	<u>1,080</u>	(略)
	松羽目		<u>1,080</u>	<u>540</u>	
	竹羽目		<u>1,080</u>	(略)	
	金びょうぶ		<u>1,080</u>	<u>540</u>	(略)
	銀びょうぶ		<u>1,080</u>	<u>540</u>	
	めくり台		(略)		
	指揮者台		<u>210</u>	<u>210</u>	(略)
	楽士用譜面 台		(略)		
	ひ毛せん		<u>210</u>	<u>210</u>	(略)
	長座布団		(略)	(略)	
	高座用座布 団		(略)	(略)	
	浅黄幕		<u>540</u>	(略)	
	紅白幕		<u>540</u>	(略)	
	しゃ幕		<u>540</u>	(略)	
	上敷		<u>320</u>	<u>210</u>	
	地がすり		<u>540</u>	<u>320</u>	
演台		<u>320</u>	<u>210</u>	(略)	
司会者台		<u>210</u>	<u>210</u>	(略)	
照 明 設 備	ボーダーラ イト		<u>540</u>	<u>260</u>	(略)
	サ ス 1kW ペン 500W		<u>210</u>	(略)	(略)
	シ ョ ン ス ポ ッ ト ラ イト		(略)	(略)	
	ア ッ パ ー ホ リ ズ ン ト ラ イト		<u>760</u>	<u>320</u>	(略)
	ロ ア ー ホ リ ズ ン ト ラ イ ト		<u>760</u>	<u>210</u>	(略)
	ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト		<u>210</u>	(略)	(略)
	フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト		<u>210</u>	<u>210</u>	
	シ ー リ ン グ ス ポ ッ ト ラ イ ト		<u>210</u>	<u>210</u>	
	ピ ン ス ポ ッ		<u>2,160</u>	<u>540</u>	(略)

備	エプロンス テージ	午後・夜間各1回につき	<u>5,500</u>	(略)	
	所作台		<u>11,000</u>	<u>3,300</u>	
	花道用所作 台		<u>1,100</u>	(略)	
	平台		(略)		
	音響反射板		<u>3,300</u>	<u>1,100</u>	(略)
	松羽目		<u>1,100</u>	<u>550</u>	
	竹羽目		<u>1,100</u>	(略)	
	金びょうぶ		<u>1,100</u>	<u>550</u>	(略)
	銀びょうぶ		<u>1,100</u>	<u>550</u>	
	めくり台		(略)		
	指揮者台		<u>220</u>	<u>220</u>	(略)
	楽士用譜面 台		(略)		
	ひ毛せん		<u>220</u>	<u>220</u>	(略)
	長座布団		(略)	(略)	
	高座用座布 団		(略)	(略)	
	浅黄幕		<u>550</u>	(略)	
	紅白幕		<u>550</u>	(略)	
	しゃ幕		<u>550</u>	(略)	
	上敷		<u>330</u>	<u>220</u>	
	地がすり		<u>550</u>	<u>330</u>	
演台		<u>330</u>	<u>220</u>	(略)	
司会者台		<u>220</u>	<u>220</u>	(略)	
照 明 設 備	ボーダーラ イト		<u>550</u>	<u>270</u>	(略)
	サ ス 1kW ペン 500W		<u>220</u>	(略)	(略)
	シ ョ ン ス ポ ッ ト ラ イト		(略)	(略)	
	ア ッ パ ー ホ リ ズ ン ト ラ イト		<u>770</u>	<u>330</u>	(略)
	ロ ア ー ホ リ ズ ン ト ラ イ ト		<u>770</u>	<u>220</u>	(略)
	ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト		<u>220</u>	(略)	(略)
	フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト		<u>220</u>	<u>220</u>	
	シ ー リ ン グ ス ポ ッ ト ラ イ ト		<u>220</u>	<u>220</u>	
	ピ ン ス ポ ッ		<u>2,200</u>	<u>550</u>	(略)

	トライト			
	天井反射板 ライト	<u>1,080</u>	<u>210</u>	(略)
	フットライ ト	<u>760</u>	<u>210</u>	(略)
	花道フット ライト	<u>320</u>	(略)	
	ズーム・エ リブス	<u>320</u>	<u>320</u>	(略)
	スポ1.5kW	<u>320</u>	<u>320</u>	
	ット1kW	<u>210</u>	<u>210</u>	
	ライ500W	(略)	(略)	
	ストリップ ライト	(略)		
	プロジェク タースポッ ト	<u>210</u>	<u>210</u>	(略)
	エフェクト マシン	<u>210</u>	<u>210</u>	(略)
	ミラ大	<u>320</u>	<u>320</u>	
	ーボ小	<u>210</u>	<u>210</u>	
	ール			
	先玉	(略)	(略)	
音響設備	音響装置	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>	(略)
	ステージス ピーカー	<u>540</u>	<u>210</u>	(略)
	サブミキサ ー	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	
	マイステレ オ	<u>1,620</u>	<u>1,620</u>	(略)
	クロワイヤ レス	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	(略)
	ホンコンデ ンサー	<u>760</u>	<u>760</u>	(略)
	ダイナ ミック	<u>540</u>	<u>540</u>	(略)
	エレベータ ー装置	<u>540</u>	<u>540</u>	(略)
	三点吊り装 置	<u>540</u>	(略)	
	テープレコ ーダー	<u>1,080</u>	<u>540</u>	(略)
	プレーヤー	<u>1,080</u>	<u>540</u>	
	エフェクタ ー	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	
	グラフィッ クイコライ ザー	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	
エコーマシ ン	<u>540</u>	<u>210</u>		
映スクリーン	<u>1,080</u>	<u>540</u>	(略)	

	トライト			
	天井反射板 ライト	<u>1,100</u>	<u>220</u>	(略)
	フットライ ト	<u>770</u>	<u>220</u>	(略)
	花道フット ライト	<u>330</u>	(略)	
	ズーム・エ リブス	<u>330</u>	<u>330</u>	(略)
	スポ1.5kW	<u>330</u>	<u>330</u>	
	ット1kW	<u>220</u>	<u>220</u>	
	ライ500W	(略)	(略)	
	ストリップ ライト	(略)		
	プロジェク タースポッ ト	<u>220</u>	<u>220</u>	(略)
	エフェクト マシン	<u>220</u>	<u>220</u>	(略)
	ミラ大	<u>330</u>	<u>330</u>	
	ーボ小	<u>220</u>	<u>220</u>	
	ール			
	先玉	(略)	(略)	
音響設備	音響装置	<u>2,200</u>	<u>1,100</u>	(略)
	ステージス ピーカー	<u>550</u>	<u>220</u>	(略)
	サブミキサ ー	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	
	マイステレ オ	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	(略)
	クロワイヤ レス	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	(略)
	ホンコンデ ンサー	<u>770</u>	<u>770</u>	(略)
	ダイナ ミック	<u>550</u>	<u>550</u>	(略)
	エレベータ ー装置	<u>550</u>	<u>550</u>	(略)
	三点吊り装 置	<u>550</u>	(略)	
	テープレコ ーダー	<u>1,100</u>	<u>550</u>	(略)
	プレーヤー	<u>1,100</u>	<u>550</u>	
	エフェクタ ー	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	
	グラフィッ クイコライ ザー	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	
エコーマシ ン	<u>550</u>	<u>220</u>		
映スクリーン	<u>1,100</u>	<u>550</u>	(略)	

写 設 備	35ミリ映写機	5,400	(略)	(略)
	16ミリ映写機	4,320	4,320	
楽 器	フルコンサートグランドピアノ	4,320	4,320	(略)
	グランドピアノ	1,080	1,080	(略)
	アップライトピアノ	1,080	1,080	
	大太鼓	540	540	(略)
そ の 他	コントラバス用いす	(略)		
	ドライアイスマシン	2,160	2,160	(略)
	電気コンセント	(略)		

写 設 備	35ミリ映写機	5,500	(略)	(略)
	16ミリ映写機	4,400	4,400	
楽 器	フルコンサートグランドピアノ	4,400	4,400	(略)
	グランドピアノ	1,100	1,100	(略)
	アップライトピアノ	1,100	1,100	
	大太鼓	550	550	(略)
そ の 他	コントラバス用いす	(略)		
	ドライアイスマシン	2,200	2,200	(略)
	電気コンセント	(略)		

(2) リハーサル室、練習室、多目的室及び  
大会議室

(2) リハーサル室、練習室、多目的室及び  
大会議室

種別		利用区分	金額	摘要
音 響 設 備	音響装置	1日1回につき	円	(略)
	マイク		1,080	(略)
	ワイヤレスホン		540	
映 写 設 備	スクリーン		540	(略)
楽 器	グランドピアノ		1,080	(略)
	アップライトピアノ		1,080	
そ の 他	演台		210	(略)
	司会者台		210	(略)
	ビデオテープレコーダー		540	(略)
	電気コンセント		(略)	

種別		利用区分	金額	摘要
音 響 設 備	音響装置	1日1回につき	円	(略)
	マイク		1,100	(略)
	ワイヤレスホン		550	
映 写 設 備	スクリーン		550	(略)
楽 器	グランドピアノ		1,100	(略)
	アップライトピアノ		1,100	
そ の 他	演台		220	(略)
	司会者台		220	(略)
	ビデオテープレコーダー		550	(略)
	電気コンセント		(略)	

2 会議室、和室、文化活動室、談話室、  
料理工房、音楽室、創作工房及びコミュニ  
ティ活動室

2 会議室、和室、文化活動室、談話室、  
料理工房、音楽室、創作工房及びコミュニ  
ティ活動室

種別		利用区分	金額	摘要
楽 器	アップライトピアノ	1日1回につき	円	(略)
			1,080	
そ の 他	陶芸窯		1,640	(略)
	電気コンセント		(略)	

種別		利用区分	金額	摘要
楽 器	アップライトピアノ	1日1回につき	円	(略)
			1,100	
そ の 他	陶芸窯		1,670	(略)
	電気コンセント		(略)	



他ト				他ト				
3 その他共用				3 その他共用				
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要	
映写設備	スクリーン	1日1回につき	円 540	(略)	映写設備	スクリーン	円 550	(略)
	ビデオプロジェクター		1,080	(略)		ビデオプロジェクター		1,100
楽器	ティンパニー		1,020	(略)	楽器	ティンパニー	1,040	(略)
	シロフォン		1,020			シロフォン	1,040	
	マリンバ		2,050			マリンバ	2,090	
	グロッケン		1,020			グロッケン	1,040	
	ビブラフォン		1,540			ビブラフォン	1,570	
	チャイム		1,540			チャイム	1,570	
	バスドラム		1,020			バスドラム	1,040	
	どら		1,020			どら	1,040	
	その他	ビデオテープレコーダー		540		(略)	その他	ビデオテープレコーダー
	テープレコーダー		540			テープレコーダー	550	
	携帯用拡声器		540			携帯用拡声器	550	
備考 (略)				備考 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市天竜壬生ホール条例施行規則の一部改正)

第17条 浜松市天竜壬生ホール条例施行規則（平成18年浜松市規則第109号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
1 ホール、楽屋、展示ギャラリー及びホワイエ				1 ホール、楽屋、展示ギャラリー及びホワイエ					
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要		
舞台設備	びょうぶ	午前・午後・夜間各1回につき	円 1,020	(略)	舞台設備	びょうぶ	円 1,040	(略)	
	平台		1,020	(略)		平台		1,040	(略)
	所作台		7,300			所作台		7,430	
照明設備	ボーダーライト		610	(略)	照明設備	ボーダーライト	620	(略)	
	サスペンションライト		(略)			サスペンションライト	(略)		
	アッパーホリゾン トライト		2,570	(略)		アッパーホリ ゾン トライト		2,610	(略)
	フットライト		610			フットライト		620	
	ローアホリゾン トライト		1,850			ローアホリゾン トライト		1,880	
	フロントサイド ライト		(略)	(略)		フロントサイド ライト		(略)	(略)

	シーリングライト	(略)		シーリングライト	(略)	
	センタースポットライト	<u>2,160</u>		センタースポットライト	<u>2,200</u>	
	天井反射板ライト	<u>2,160</u>	(略)	天井反射板ライト	<u>2,200</u>	(略)
音響・映写設備	音響装置	<u>3,900</u>	(略)	音響装置	<u>3,980</u>	(略)
	映写装置	<u>3,900</u>		映写装置	<u>3,980</u>	
	ダイナミックマイクロホン	<u>510</u>	(略)	ダイナミックマイクロホン	<u>520</u>	(略)
	コンデンサーマイクロホン	<u>2,670</u>		コンデンサーマイクロホン	<u>2,720</u>	
	ワイヤレスマイクロホン	<u>1,440</u>		ワイヤレスマイクロホン	<u>1,460</u>	
	バウンダリーマイクロホン	<u>1,440</u>		バウンダリーマイクロホン	<u>1,460</u>	
	三点吊りマイクロホン装置	<u>510</u>	(略)	三点吊りマイクロホン装置	<u>520</u>	(略)
	録音・再生機材	<u>510</u>	(略)	録音・再生機材	<u>520</u>	(略)
	移動ミキサー	<u>300</u>		移動ミキサー	<u>310</u>	
	スクリーン	<u>1,540</u>	(略)	スクリーン	<u>1,570</u>	(略)
楽器等	グランドピアノ	<u>5,650</u>	(略)	グランドピアノ	<u>5,760</u>	(略)
	指揮者台	<u>510</u>	(略)	指揮者台	<u>520</u>	(略)
その他	ドライアイス・スモークマシーン	<u>510</u>	(略)	ドライアイス・スモークマシーン	<u>520</u>	(略)
	電気コンセント	(略)		電気コンセント	(略)	

2 1以外の施設

種別	利用区分	金額	摘要
照明設備	1日1回につき	円 <u>1,020</u>	(略)
音響・映写設備	音響・映写装置	<u>3,900</u>	(略)
	ダイナミックマイクロホン	<u>510</u>	(略)
	ワイヤレスマイクロホン	<u>1,440</u>	
	録音・再生機材	<u>510</u>	(略)
	移動ミキサー	<u>300</u>	
その他		(略)	

2 1以外の施設

種別	利用区分	金額	摘要
照明設備	1日1回につき	円 <u>1,040</u>	(略)
音響・映写設備	音響・映写装置	<u>3,980</u>	(略)
	ダイナミックマイクロホン	<u>520</u>	(略)
	ワイヤレスマイクロホン	<u>1,460</u>	
	録音・再生機材	<u>520</u>	(略)
	移動ミキサー	<u>310</u>	
その他		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市佐久間歴史と民話の郷会館条例施行規則の一部改正)

第18条 浜松市佐久間歴史と民話の郷会館条例施行規則（平成18年浜松市規則第114号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）								
種別		利用区分	金額	摘要	種別		利用区分	金額	摘要				
大ホール	舞台設備	演台	午前・午後・夜間各1回につき	円 (略) 530	大ホール	舞台設備	演台	午前・午後・夜間各1回につき	円 (略) 540				
		司会者台		210 (略)			司会者台		220 (略)				
		金びょうぶ		1,080 (略)			金びょうぶ		1,100 (略)				
		迫り舞台		2,160 (略)			迫り舞台		2,200 (略)				
		回り舞台		2,160 (略)			回り舞台		2,200 (略)				
		花道		3,240 (略)			花道		3,300 (略)				
		音響反射板		3,240 (略)			音響反射板		3,300 (略)				
		ピアノ		2,160 (略)			ピアノ		2,200 (略)				
		所作台		8,640 (略)			所作台		8,800 (略)				
		花道用所作台		1,080 (略)			花道用所作台		1,100 (略)				
		ひ毛せん		(略)			ひ毛せん		(略)				
		長座布団		(略)			長座布団		(略)				
		高座用座布団		(略)			高座用座布団		(略)				
		照明設備	照明設備	調光主幹装置				1,080 (略)	照明設備	照明設備	調光主幹装置		1,100 (略)
				第1ボーダーライト				530 (略)			第1ボーダーライト		540 (略)
第2ボーダーライト				530 (略)	第2ボーダーライト		540 (略)						
アップパーホリゾン トライト				1,610 (略)	アップパーホリ ゾンライト		1,640 (略)						
ロアーホリゾ ントライト				860 (略)	ロアーホリゾ ントライト		880 (略)						
フットライト				530 (略)	フットライト		540 (略)						
シーリングラ イト				(略)	シーリングラ イト		(略)						
フロントサイ ドライト				(略)	フロントサイ ドライト		(略)						
プロセニウム サスペンショ ンライト				(略)	プロセニウム サスペンショ ンライト		(略)						
センターピン スポットライ ト				1,080 (略)	センターピン スポットライ ト		1,100 (略)						
花道フットラ イト				310 (略)	花道フットラ イト		320 (略)						
スポットライ ト(1kW)				(略)	スポットライ ト(1kW)		(略)						
音響設備	音響設備			音響調整卓		2,160 (略)	音響設備	音響設備			音響調整卓		2,200 (略)
				リバーブ・デ ィレイ		1,080 (略)					リバーブ・デ ィレイ		1,100 (略)
				オープンテー プデッキ		530 (略)					オープンテー プデッキ		540 (略)
		カセットテー プデッキ		310 (略)	カセットテー プデッキ				320 (略)				
		CDプレーヤー		310 (略)	CDプレーヤー				320 (略)				

	MDデッキ		<u>530</u>			MDデッキ		<u>540</u>		
	移動式FBスピーカー		<u>530</u>			移動式FBスピーカー		<u>540</u>		
	コンデンサ型マイク		<u>430</u>	(略)		コンデンサ型マイク		<u>440</u>	(略)	
	ダイナミック型マイク		<u>210</u>			ダイナミック型マイク		<u>220</u>		
	三点吊りマイク		<u>1,080</u>			三点吊りマイク		<u>1,100</u>		
	ワイヤレスマイク装置		<u>530</u>	(略)		ワイヤレスマイク装置		<u>540</u>	(略)	
	エレベーターマイク装置		<u>310</u>	(略)		エレベーターマイク装置		<u>320</u>	(略)	
映写設備	スクリーン		<u>1,080</u>	(略)	映写設備	スクリーン		<u>1,100</u>	(略)	
	16ミリ映写機		<u>2,160</u>	(略)		16ミリ映写機		<u>2,200</u>	(略)	
その他	電気コンセント		(略)		その他	電気コンセント		(略)		
小ホール	音響装置	1日1回につき	<u>430</u>	(略)	小ホール	音響装置	1日1回につき	<u>440</u>	(略)	
	映像装置		<u>430</u>	(略)		映像装置		<u>440</u>	(略)	
その他	液晶プロジェクター		<u>210</u>	(略)	その他	液晶プロジェクター		<u>220</u>	(略)	
備考 (略)					備考 (略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市総合体育館条例施行規則の一部改正)

第19条 浜松市総合体育館条例施行規則（平成17年浜松市規則第200号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
浜松市浜北総合体育館				浜松市浜北総合体育館			
1 メインアリーナ及びサブアリーナ				1 メインアリーナ及びサブアリーナ			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
スポーツ	バレーボール用	午前・午後	(略)	スポーツ	バレーボール用	午前・午後	(略)
		夜間各				<u>300</u>	
バスケット	メイン	<u>1,020</u>		バスケット	メイン	<u>1,040</u>	

ツ用具	トボール 用ゴール	アリー ナ	1回につ き		
		サブア リーナ		(略)	
	バスケットボ ール得点表示装置			510	(略)
	卓球用具			250	
	テニス用具			300	
	柔道畳			(略)	
	柔道用具			300	(略)
	バドミントン・ソ フトバレー・イン ディアカ用具			(略)	
	バウンドテニス 用具			300	
	カラー跳び箱			(略)	
	軽量スポ ンジマッ ト	大		(略)	(略)
		中		(略)	
		小		(略)	
	エバーマ ット	6m		(略)	
		3m		(略)	
	トランポリン 平均台			1,020	(略)
				(略)	
	スポーツ用具等 を本来のスポ ーツ等以外で使用 した場合			(略)	
放送 設備	音響設備(移動 式)			1,020	(略)
	放送室音響設備 (マイクロホンの み)			510	(略)
	マイクロホン(ス タンド付)			(略)	
	ポータブル拡声 器			510	(略)
そ の 他	防球フェンス			(略)	
	フロアシート(巻 取り式)			(略)	
	舞台			(略)	
	椅子			510	(略)
				(略)	
	机	長机		(略)	(略)
		小		(略)	
	線審フラッグ			(略)	
	カラーコーン			(略)	
	演台			(略)	
	延長コード			(略)	
	吊り物			(略)	
	特殊電源			510	(略)
				920	(略)

ツ用具	トボール 用ゴール	アリー ナ	1回につ き		
		サブア リーナ		(略)	
	バスケットボ ール得点表示装置			520	(略)
	卓球用具			260	
	テニス用具			310	
	柔道畳			(略)	
	柔道用具			310	(略)
	バドミントン・ソ フトバレー・イン ディアカ用具			(略)	
	バウンドテニス 用具			310	
	カラー跳び箱			(略)	
	軽量スポ ンジマッ ト	大		(略)	(略)
		中		(略)	
		小		(略)	
	エバーマ ット	6m		(略)	
		3m		(略)	
	トランポリン 平均台			1,040	(略)
				(略)	
	スポーツ用具等 を本来のスポ ーツ等以外で使用 した場合			(略)	
放送 設備	音響設備(移動 式)			1,040	(略)
	放送室音響設備 (マイクロホンの み)			520	(略)
	マイクロホン(ス タンド付)			(略)	
	ポータブル拡声 器			520	(略)
そ の 他	防球フェンス			(略)	
	フロアシート(巻 取り式)			(略)	
	舞台			(略)	
	椅子			520	(略)
				(略)	
	机	長机		(略)	(略)
		小		(略)	
	線審フラッグ			(略)	
	カラーコーン			(略)	
	演台			(略)	
	延長コード			(略)	
	吊り物			(略)	
	特殊電源			520	(略)
				940	(略)

電気コンセント		(略)	
2 軽体操室及び会議室			
種別	利用区分	金額	摘要
音響設備(プロジェクターあり)	1日1回につき	円 <u>2,050</u>	(略)
音響設備(プロジェクターなし)		<u>1,020</u>	
音響設備(移動式)		<u>1,020</u>	
電気コンセント		(略)	
音響設備(プロジェクターあり)	1日1回につき	円 <u>2,090</u>	(略)
音響設備(プロジェクターなし)		<u>1,040</u>	
音響設備(移動式)		<u>1,040</u>	
電気コンセント		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例施行規則の一部改正)

第20条 浜松市運動広場条例施行規則(平成12年浜松市規則第79号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表第2(第5条関係)					別表第2(第5条関係)								
浜松市浜北平ロサッカー場					浜松市浜北平ロサッカー場								
種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要					
得点表示板	大	1日1回につき	円 <u>510</u>	(略)	得点表示板	大	1日1回につき	円 <u>520</u>	(略)				
	小		(略)			小		(略)					
タイマー			(略)		タイマー			(略)					
コーナーフラッグ	埋設式		<u>300</u>		(略)			コーナーフラッグ		埋設式	<u>310</u>	(略)	
	自立式		(略)		(略)					自立式	(略)		
移動式ダグアウト		<u>250</u>	(略)		移動式ダグアウト		<u>260</u>	(略)					
ベンチ	背もたれあり	(略)	(略)		ベンチ	背もたれあり	(略)	(略)					
	背もたれなし	(略)	(略)			背もたれなし	(略)	(略)					
防球フェンス		(略)	(略)		防球フェンス		(略)	(略)					
長机		(略)	(略)		長机		(略)	(略)					
椅子		(略)	(略)		椅子		(略)	(略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松アリーナ条例施行規則の一部改正)

第21条 浜松アリーナ条例施行規則(平成12年浜松市規則第77号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
1 競技場		1 競技場	

種別		利用区分	金額	摘要
舞台設備	移動ステージ	午前・午後・夜間各1回につき	(略)	
	つり物	メイン	17,280	(略)
		サブ	5,760	
		センター	11,520	
	バトン		560	(略)
	演台		820	(略)
	花台		300	
	司会者テーブル		560	(略)
	ピアノ		5,760	(略)
	一文字幕		920	(略)
	袖幕		560	
	ホリゾン幕		920	
	引割幕		1,690	
照明設備	調光装置		2,260	(略)
	スポットライト	0.5kW	(略)	(略)
		1kW	(略)	
	ピンスポットライト		2,260	
放送設備	第1競技場		3,440	(略)
	第2競技場		1,690	
	マイクロホン		560	(略)
	ワイヤレスマイクロホン		920	
	マイクロホンスタンド		(略)	
	各種プレーヤー補助スピーカー		1,130	(略)
	補助スピーカー		1,130	(略)
スポーツ用具	体操用具		560	(略)
	バスケットボール用具		920	(略)
	バレーボール用具		560	
	テニス用具		560	
	卓球用具		300	
	バドミントン用具		300	
	ハンドボール用具		560	
	トランポリン用具		560	
	フットサル用具		560	
	各種マット		(略)	
	跳び箱		(略)	(略)
	平均台		(略)	
	綱引き用綱		300	(略)
	ストップウォッチ		(略)	
	スポーツ用具等		(略)	

種別		利用区分	金額	摘要
舞台設備	移動ステージ	午前・午後・夜間各1回につき	(略)	
	つり物	メイン	17,600	(略)
		サブ	5,860	
		センター	11,730	
	バトン		570	(略)
	演台		830	(略)
	花台		310	
	司会者テーブル		570	(略)
	ピアノ		5,860	(略)
	一文字幕		940	(略)
	袖幕		570	
	ホリゾン幕		940	
	引割幕		1,720	
照明設備	調光装置		2,300	(略)
	スポットライト	0.5kW	(略)	(略)
		1kW	(略)	
	ピンスポットライト		2,300	
放送設備	第1競技場		3,500	(略)
	第2競技場		1,720	
	マイクロホン		570	(略)
	ワイヤレスマイクロホン		940	
	マイクロホンスタンド		(略)	
	各種プレーヤー補助スピーカー		1,150	(略)
	補助スピーカー		1,150	(略)
スポーツ用具	体操用具		570	(略)
	バスケットボール用具		940	(略)
	バレーボール用具		570	
	テニス用具		570	
	卓球用具		310	
	バドミントン用具		310	
	ハンドボール用具		570	
	トランポリン用具		570	
	フットサル用具		570	
	各種マット		(略)	
	跳び箱		(略)	(略)
	平均台		(略)	
	綱引き用綱		310	(略)
	ストップウォッチ		(略)	
	スポーツ用具等		(略)	

	を本来のスポーツ等以外で使用した場合				を本来のスポーツ等以外で使用した場合		
その他の 附帯設備	フローアーシート	(略)	(略)	その他の 附帯設備	フローアーシート	(略)	(略)
	コンパネ	(略)			コンパネ	(略)	
	ロールバックスタンド	<u>3,440</u>	(略)		ロールバックスタンド	<u>3,500</u>	(略)
	補助いす	<u>1,130</u>	(略)		補助いす	<u>1,150</u>	(略)
	長机	(略)	(略)		長机	(略)	(略)
	平台	(略)			平台	(略)	
	電光得点表示装置	<u>1,130</u>	(略)		電光得点表示装置	<u>1,150</u>	(略)
	大型映像装置	<u>11,520</u>			大型映像装置	<u>11,730</u>	
	大型映像用カメラ	<u>1,130</u>			大型映像用カメラ	<u>1,150</u>	
	ビデオテープレコーダー	<u>560</u>	(略)		ビデオテープレコーダー	<u>570</u>	(略)
	液晶プロジェクター	<u>1,130</u>			液晶プロジェクター	<u>1,150</u>	
	電気コンセント	(略)			電気コンセント	(略)	
	特殊電源	<u>920</u>	(略)		特殊電源	<u>940</u>	(略)

備考 (略)

備考 (略)

2 会議室等

2 会議室等

種別	利用区分	金額	摘要
音響設備	1日1回につき	円	(略)
ビデオ設備		<u>1,130</u>	
指示棒(レーザー光投射式)		(略)	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,130</u>	(略)
液晶プロジェクター		<u>1,130</u>	
スライド映写機		<u>1,130</u>	

種別	利用区分	金額	摘要
音響設備	1日1回につき	円	(略)
ビデオ設備		<u>1,150</u>	
指示棒(レーザー光投射式)		(略)	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,150</u>	(略)
液晶プロジェクター		<u>1,150</u>	
スライド映写機		<u>1,150</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市天竜ボート場条例施行規則の一部改正)

第22条 浜松市天竜ボート場条例施行規則(平成17年浜松市規則第203号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(備付物品の利用料金) 第6条 条例別表の4の規則で定める額は、次のとおりとする。	(備付物品の利用料金) 第6条 条例別表の4の規則で定める額は、次のとおりとする。



放送設備（1式） 1日1回につき（4時間以内） <u>530円</u>	放送設備（1式） 1日1回につき（4時間以内） <u>540円</u>
-------------------------------------	-------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市天竜林業体育館条例施行規則の一部改正）

第23条 浜松市天竜林業体育館条例施行規則（平成17年浜松市規則第207号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
用品名	時間区分	単位	金額	用品名	時間区分	単位	金額		
バレーボール用品	1日1回につき	1種目ごと 1組につき	円 <u>210</u>	バレーボール用品	1日1回につき	1種目ごと 1組につき	円 <u>220</u>		
バドミントン用品				バドミントン用品					
インディアアカ用品				インディアアカ用品					
卓球用品				卓球用品					
折りたたみ机			(略)	(略)			折りたたみ机	(略)	(略)
折りたたみ椅子				(略)			折りたたみ椅子		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市福祉交流センター条例施行規則の一部改正）

第24条 浜松市福祉交流センター条例施行規則（平成14年浜松市規則第103号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
1 ホール					1 ホール				
種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要	
照明	調光装置	午前・午後 <u>4,260</u>	円	(略)	照明	調光装置	午前・午後 <u>4,340</u>	円	(略)
	アッパーライト	後・夜間 <u>2,210</u>		(略)		アッパーライト	後・夜間 <u>2,250</u>		(略)
	ボーダーライト	各1回につき <u>1,130</u>				ボーダーライト	各1回につき <u>1,150</u>		
	ロアーホリゾン トライト	<u>1,440</u>				ロアーホリゾン トライト	各1回につき <u>1,460</u>		
	スポット ライト	1kW <u>300</u>		(略)		スポット ライト	1kW <u>310</u>		(略)
		0.5kW (略)					0.5kW (略)		
	エフェクトスポ ットライト	(略)				エフェクトスポ ットライト	(略)		
ストリップライ ト	(略)			ストリップライ ト	(略)				

	フットライト	920	(略)		
	センターピンス ポットライト	2,770	(略)		
	先玉	(略)			
	エフェクトマシン	1,330	(略)		
	波マシン	2,210			
	ドラムマシン	1,330			
	ミラーボール	1,130			
	ストロボ	1,330	(略)		
	スタンド	(略)			
映 写	16mm映写機	7,200	(略)		
	スライド映写機	1,330	(略)		
	スクリーン	1,330	(略)		
音 響	拡声装置	4,260	(略)		
	マイク ロホン	コンデン サー 型	1,020	(略)	
		ダイナ ミック 型	720		
	つりマイクロホ ン装置	1,330	(略)		
	ステレオ型マイ クロホン	2,770	(略)		
	ワイヤレスマイ クロホン	2,210	(略)		
	マイクロホンス タンド	(略)			
	レコードプレー ヤー	1,330	(略)		
	テーブ レコー ダー	録音	モノ ラル	1,330	(略)
			ステ レオ	2,210	
		再生	1,330		
	残響付加装置	2,770	(略)		
	中継	1,330	(略)		
	ステージスピー カー	2,770	(略)		
	ステージモニタ ースピーカー	720	(略)		
	舞 台	演台	720	(略)	
		司会者テーブル	300	(略)	
山台		(略)			
緋毛せ ん		大	(略)	(略)	
		小	(略)		
所作台		21,600	(略)		
金びょうぶ		1,330	(略)		
黒幕		(略)			
松羽目		720	(略)		

	フットライト	940	(略)		
	センターピンス ポットライト	2,820	(略)		
	先玉	(略)			
	エフェクトマシン	1,360	(略)		
	波マシン	2,250			
	ドラムマシン	1,360			
	ミラーボール	1,150			
	ストロボ	1,360	(略)		
	スタンド	(略)			
映 写	16mm映写機	7,330	(略)		
	スライド映写機	1,360	(略)		
	スクリーン	1,360	(略)		
音 響	拡声装置	4,340	(略)		
	マイク ロホン	コンデン サー 型	1,040	(略)	
		ダイナ ミック 型	730		
	つりマイクロホ ン装置	1,360	(略)		
	ステレオ型マイ クロホン	2,820	(略)		
	ワイヤレスマイ クロホン	2,250	(略)		
	マイクロホンス タンド	(略)			
	レコードプレー ヤー	1,360	(略)		
	テーブ レコー ダー	録音	モノ ラル	1,360	(略)
			ステ レオ	2,250	
		再生	1,360		
	残響付加装置	2,820	(略)		
	中継	1,360	(略)		
	ステージスピー カー	2,820	(略)		
	ステージモニタ ースピーカー	730	(略)		
	舞 台	演台	730	(略)	
		司会者テーブル	310	(略)	
山台		(略)			
緋毛せ ん		大	(略)	(略)	
		小	(略)		
所作台		22,000	(略)		
金びょうぶ		1,360	(略)		
黒幕		(略)			
松羽目		730	(略)		

松羽目・竹羽目	<u>4,260</u>	(略)
反響板	<u>2,770</u>	
付け花道	<u>10,080</u>	
座布団	(略)	(略)
ござ	(略)	
指揮台	<u>300</u>	(略)
大太鼓	<u>720</u>	(略)
舞台マット	<u>4,260</u>	(略)
コンサート型ピアノ	<u>7,200</u>	(略)
電気コンセント	(略)	

備考 (略)

2 ホール以外の施設

種別	利用区分	金額	摘要
アップライト型ピアノ	1日1回につき	円 <u>2,770</u>	(略)
拡声装置	移動型	<u>2,210</u>	(略)
	卓上型	<u>1,330</u>	
スライド映写機		<u>1,330</u>	(略)
ビデオプロジェクター		<u>2,770</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,330</u>	
ビデオ装置		<u>1,330</u>	(略)
展示パネル		(略)	
電気コンセント		(略)	

備考 (略)

松羽目・竹羽目	<u>4,340</u>	(略)
反響板	<u>2,820</u>	
付け花道	<u>10,260</u>	
座布団	(略)	(略)
ござ	(略)	
指揮台	<u>310</u>	(略)
大太鼓	<u>730</u>	(略)
舞台マット	<u>4,340</u>	(略)
コンサート型ピアノ	<u>7,330</u>	(略)
電気コンセント	(略)	

備考 (略)

2 ホール以外の施設

種別	利用区分	金額	摘要
アップライト型ピアノ	1日1回につき	円 <u>2,820</u>	(略)
拡声装置	移動型	<u>2,250</u>	(略)
	卓上型	<u>1,360</u>	
スライド映写機		<u>1,360</u>	(略)
ビデオプロジェクター		<u>2,820</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,360</u>	
ビデオ装置		<u>1,360</u>	(略)
展示パネル		(略)	
電気コンセント		(略)	

備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市子育て情報センター条例施行規則の一部改正)

第25条 浜松市子育て情報センター条例施行規則（平成20年浜松市規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
拡声装置	1日1回につき	円 <u>1,230</u>	(略)	拡声装置	1日1回につき	円 <u>1,250</u>	(略)
ダイナミック型マイクロホン		<u>460</u>	(略)	ダイナミック型マイクロホン		<u>470</u>	(略)
ワイヤレスマイクロホン		<u>720</u>	(略)	ワイヤレスマイクロホン		<u>730</u>	(略)
マイクロホンスタンド		(略)		マイクロホンスタンド		(略)	
液晶プロジェクター		<u>1,230</u>	(略)	液晶プロジェクター		<u>1,250</u>	(略)

ー			ー		
スクリーン		1,020 (略)	スクリーン		1,040 (略)
プラズマテレビ		1,230 (略)	プラズマテレビ		1,250 (略)
ビデオ(DVD)プレーヤー		610 (略)	ビデオ(DVD)プレーヤー		620 (略)
CDプレーヤー		720 (略)	CDプレーヤー		730 (略)
キーボード		720 (略)	キーボード		730 (略)
備考 (略)			備考 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市勤労会館条例施行規則の一部改正)

第26条 浜松市勤労会館条例施行規則(昭和58年浜松市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
1 ホール					1 ホール				
	種別	利用区分	金額	摘要		種別	利用区分	金額	摘要
照明	調光装置	午前・午後・夜間各1回につき	円	(略)	照明	調光装置	午前・午後・夜間各1回につき	円	(略)
	アッパーライト		4,260	(略)		アッパーライト		4,340	(略)
	ボーダーライト		2,210	(略)		ボーダーライト		2,250	(略)
	ロアーホリゾン トライト		1,130	(略)		ロアーホリゾン トライト		1,150	(略)
	スポット ライト	1kW 0.5kW	1,440	(略)		スポット ライト	1kW 0.5kW	1,460	(略)
	エフェクトスポ ットライト		300	(略)		エフェクトスポ ットライト		310	(略)
	ストリップライ ト		(略)	ストリップライ ト			(略)		
	フットライト		(略)	フットライト			(略)		
	センターピンス ポットライト		2,770	(略)		センターピンス ポットライト		2,820	(略)
	先玉		(略)	先玉			(略)		
	エフェクトマシ ン		1,330	(略)		エフェクトマシ ン		1,360	(略)
	波マシン		2,210	(略)		波マシン		2,250	(略)
	ドラムマシン		1,330	(略)		ドラムマシン		1,360	(略)
	ミラーボール		1,130	(略)		ミラーボール		1,150	(略)
	スタンド		(略)	スタンド			(略)		
	映写	16mm映写機		7,200		(略)	映写	16mm映写機	
スクリーン			1,330	(略)	スクリーン			1,360	(略)
スライド			1,330	(略)	スライド			1,360	(略)
ビデオプロジェ クター			2,770	(略)	ビデオプロジェ クター			2,820	(略)
オーバーヘッド			1,330	(略)	オーバーヘッド			1,360	(略)

	プロジェクター				
音響	拡声装置	4,260	(略)		
	マイク ロホン	コンデン サー 型	1,020	(略)	
		ダイナ ミック 型	720		
	つりマイクロホ ン装置	1,330	(略)		
	ワイヤレスマイ クロホン	2,210	(略)		
	マイクロホンス タンド	(略)			
	レコードプレー ヤー	1,330	(略)		
	テーブ レコー ダー	録音	モノ ラル	1,330	(略)
			ステ レオ	2,210	
		再生	1,330		
	残響付加装置	2,770	(略)		
	中継	1,330	(略)		
	ステージスピー カー	2,770	(略)		
	ステージモニタ ースピーカー	720	(略)		
舞台	演台	720	(略)		
	司会者テーブル	300	(略)		
	山台	(略)			
		緋毛せ ん	大	(略)	
		小	(略)		
	所作台	21,600	(略)		
	金びょうぶ	1,330	(略)		
	黒幕	(略)	(略)		
	松羽目	720			
	松羽目・竹羽目	4,260	(略)		
	反響板	2,770			
	座布団	(略)	(略)		
	ござ	(略)			
	指揮台	300	(略)		
	大太鼓	720	(略)		
	舞台マット	4,260	(略)		
	スモークマシン	2,210	(略)		
	リノテープ	510	(略)		
	ロス コ ス	0.5 リ ットル	2,570		
		1 リ ットル	5,140		
	コンサート型ピア ノ	7,090	(略)		

	プロジェクター				
音響	拡声装置	4,340	(略)		
	マイク ロホン	コンデン サー 型	1,040	(略)	
		ダイナ ミック 型	730		
	つりマイクロホ ン装置	1,360	(略)		
	ワイヤレスマイ クロホン	2,250	(略)		
	マイクロホンス タンド	(略)			
	レコードプレー ヤー	1,360	(略)		
	テーブ レコー ダー	録音	モノ ラル	1,360	(略)
			ステ レオ	2,250	
		再生	1,360		
	残響付加装置	2,820	(略)		
	中継	1,360	(略)		
	ステージスピー カー	2,820	(略)		
	ステージモニタ ースピーカー	730	(略)		
舞台	演台	730	(略)		
	司会者テーブル	310	(略)		
	山台	(略)			
		緋毛せ ん	大	(略)	
		小	(略)		
	所作台	22,000	(略)		
	金びょうぶ	1,360	(略)		
	黒幕	(略)	(略)		
	松羽目	730			
	松羽目・竹羽目	4,340	(略)		
	反響板	2,820			
	座布団	(略)	(略)		
	ござ	(略)			
	指揮台	310	(略)		
	大太鼓	730	(略)		
	舞台マット	4,340	(略)		
	スモークマシン	2,250	(略)		
	リノテープ	520	(略)		
	ロス コ ス	0.5 リ ットル	2,610		
		1 リ ットル	5,230		
	コンサート型ピア ノ	7,220	(略)		

浴室		<u>1,330</u>		浴室		<u>1,360</u>	
電気コンセント		(略)		電気コンセント		(略)	
展示パネル		(略)		展示パネル		(略)	
ホワイエコンセント		(略)		ホワイエコンセント		(略)	
備考 (略)				備考 (略)			
2 会議室及び和室				2 会議室及び和室			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
アップライト型ピアノ	1日1回につき	円	(略)	アップライト型ピアノ	1日1回につき	円	(略)
拡声装置		<u>2,770</u>	(略)	拡声装置		<u>2,820</u>	(略)
16mm映写機		<u>2,210</u>	(略)	16mm映写機		<u>2,250</u>	(略)
ビデオプロジェクター		<u>2,770</u>	(略)	ビデオプロジェクター		<u>2,820</u>	(略)
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,330</u>	(略)	オーバーヘッドプロジェクター		<u>1,360</u>	(略)
スライド		<u>1,330</u>	(略)	スライド		<u>1,360</u>	(略)
展示パネル		(略)	(略)	展示パネル		(略)	(略)
電気コンセント		(略)	(略)	電気コンセント		(略)	(略)
山台		(略)	(略)	山台		(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正)

第27条 浜松市立勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和60年浜松市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
パソコン室	パーソナルコンピュータ	円	(略)	パソコン室	パーソナルコンピュータ	円	(略)
		<u>510</u>	(略)			<u>520</u>	(略)
	プロジェクター	<u>1,540</u>	(略)		プロジェクター	<u>1,570</u>	(略)
料理実習室	調理台	<u>300</u>	(略)	料理実習室	調理台	<u>310</u>	(略)
その他の共用物品	プロジェクター	<u>1,540</u>	(略)	その他の共用物品	プロジェクター	<u>1,570</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の一部改正)

第28条 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（平成25年浜松市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「300円」を「310円」に改める。

(浜松市総合産業展示館条例施行規則の一部改正)

第29条 浜松市総合産業展示館条例施行規則(昭和46年浜松市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)					
1 展示場				1 展示場					
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要		
(略)				(略)					
レクチャーアンプ	午前・午後・夜間各1回につき	510	(略)	レクチャーアンプ	午前・午後・夜間各1回につき	520	(略)		
拡声装置		510	(略)	拡声装置		520	(略)		
マイクロホン		510	(略)	マイクロホン		520	(略)		
2 ホール				2 ホール					
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要		
照明	舞台照明(センタースポットライト及びスポットライトを除く。)	円	(略)	照明	舞台照明(センタースポットライト及びスポットライトを除く。)	円	(略)		
		2,050	(略)			2,090	(略)		
		510	(略)			520	(略)		
		(略)	(略)			(略)	(略)		
音響	拡声装置	1号ホール	510	(略)	音響	拡声装置	1号ホール	520	(略)
		2号ホール	510	(略)			2号ホール	520	(略)
	ワイヤレスアンプ	510	(略)	ワイヤレスアンプ	520	(略)			
	マイクロホン	510	(略)	マイクロホン	520	(略)			
	テープデッキ	510	(略)	テープデッキ	520	(略)			
	CDプレーヤー	510	(略)	CDプレーヤー	520	(略)			
	その他	スクリーン	510	(略)	その他	スクリーン	520	(略)	
		ビデオ装置	1,020	(略)		ビデオ装置	1,040	(略)	
		屋外案内版	250	(略)		屋外案内版	260	(略)	
	プロジェクター	1日につき	1,020	(略)	プロジェクター	1日につき	1,040	(略)	
3 会議室				3 会議室					

種別		利用区分	金額	摘要	種別		利用区分	金額	摘要
音響	ワイヤレスアンプ	午前・午後	円 <u>510</u>	(略)	音響	ワイヤレスアンプ	午前・午後	円 <u>520</u>	(略)
	マイクロホン	後・夜間	<u>510</u>	(略)		マイクロホン	後・夜間	<u>520</u>	(略)
その他	スクリーン	夜間各1回につき	<u>510</u>	(略)	その他	スクリーン	夜間各1回につき	<u>520</u>	(略)
	プロジェクター	1日につき	<u>1,020</u>	(略)		プロジェクター	1日につき	<u>1,040</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市ギャラリーモール条例施行規則の一部改正)

第30条 浜松市ギャラリーモール条例施行規則（平成23年浜松市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
特殊電源	午前・午後・夜間各1回につき	円 <u>510</u>	(略)	特殊電源	午前・午後・夜間各1回につき	円 <u>520</u>	(略)
電気コンセント		(略)		電気コンセント		(略)	
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市弁天島海浜公園・渚園条例施行規則の一部改正)

第31条 浜松市弁天島海浜公園・渚園条例施行規則（平成17年浜松市規則第234号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
1 浜松市弁天島海浜公園				1 浜松市弁天島海浜公園			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
レンタルサイクル	1日につき		(略)	レンタルサイクル	1日につき		(略)
	中学生以上	<u>510円</u>			中学生以上	<u>520円</u>	
	小学生以下	<u>300円</u>			小学生以下	<u>310円</u>	
(略)				(略)			
2 浜松市渚園				2 浜松市渚園			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
レンタルサイクル	1日につき		(略)	レンタルサイクル	1日につき		(略)
	中学生以上	<u>510円</u>			中学生以上	<u>520円</u>	
	小学生以下	<u>300円</u>			小学生以下	<u>310円</u>	
(略)				(略)			



電気コンセント	1日につき	<u>1,020円</u>	(略)	電気コンセント	1日につき	<u>1,040円</u>	(略)
---------	-------	---------------	-----	---------	-------	---------------	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民宿舎奥浜名湖条例施行規則の一部改正)

第32条 浜松市国民宿舎奥浜名湖条例施行規則（平成22年浜松市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
音響機器（広間）	1回につき	<u>5,400円</u>	(略)	音響機器（広間）	1回につき	<u>5,500円</u>	(略)
音響機器（カラオケルーム）	1時間につき	<u>2,160円</u>	(略)	音響機器（カラオケルーム）	1時間につき	<u>2,200円</u>	(略)
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正)

第33条 浜松市農村環境改善センター条例施行規則（昭和55年浜松市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
バレーボール用具	1日1回につき	(略)	(略)	バレーボール用具	1日1回につき	(略)	(略)
卓球用具		(略)		卓球用具		(略)	
バドミントン用具		(略)		バドミントン用具		(略)	
調理台		<u>300</u>		調理台		<u>310</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市都市公園条例施行規則の一部改正)

第34条 浜松市都市公園条例施行規則（昭和37年浜松市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第7条の2関係）				別表第2（第7条の2関係）			
1 和地山公園野球場及び球技場				1 和地山公園野球場及び球技場			
種別	利用区分	金額	摘要	種別	利用区分	金額	摘要
机	1日1回につき	(略)	(略)	机	1日1回につき	(略)	(略)
補助いす		(略)		補助いす		(略)	
コンセント		(略)		コンセント		(略)	

天幕		250	(略)
----	--	-----	-----

2 四ツ池公園

(1) 陸上競技場

種別	利用区分	金額	摘要
補助いす	1日1	(略)	(略)
机	回につき	(略)	
マイクロホン		460	(略)
スターター台		(略)	(略)
スターティングブロック		(略)	
バトン		(略)	
砲丸		(略)	
ハードル		(略)	
高跳び用具		300	(略)
手旗		(略)	
ピストル		(略)	
巻尺		(略)	(略)
ストップウォッチ		(略)	
周回表示器		(略)	
記録表示器		(略)	
高度計		(略)	
フィールド用ビニールテープ		(略)	
ペグ		(略)	
決勝柱		(略)	

(2) 浜松球場

種別	利用区分	金額
スコアボード	1日1回につき	円 2,570
(略)		

備考 (略)

3 遠州灘海浜公園

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

種別	利用区分	金額
大型映像装置	2時間につき	円 17,280
電光表示装置 (簡易移動式)		1,620
放送設備		2,160

4 舘山寺総合公園

種別	利用区分	金額
ロッカー	1日1回につき	円 300
		(略)

天幕		260	(略)
----	--	-----	-----

2 四ツ池公園

(1) 陸上競技場

種別	利用区分	金額	摘要
補助いす	1日1	(略)	(略)
机	回につき	(略)	
マイクロホン		470	(略)
スターター台		(略)	(略)
スターティングブロック		(略)	
バトン		(略)	
砲丸		(略)	
ハードル		(略)	
高跳び用具		310	(略)
手旗		(略)	
ピストル		(略)	
巻尺		(略)	(略)
ストップウォッチ		(略)	
周回表示器		(略)	
記録表示器		(略)	
高度計		(略)	
フィールド用ビニールテープ		(略)	
ペグ		(略)	
決勝柱		(略)	

(2) 浜松球場

種別	利用区分	金額
スコアボード	1日1回につき	円 2,610
(略)		

備考 (略)

3 遠州灘海浜公園

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

種別	利用区分	金額
大型映像装置	2時間につき	円 17,600
電光表示装置 (簡易移動式)		1,650
放送設備		2,200

4 舘山寺総合公園

種別	利用区分	金額
ロッカー	1日1回につき	円 310
		(略)

ベビーカー		(略)
電動車いす		(略)
シニアカー	最初の1時間まで	300
	(略)	
(略)		

5 可美公園

(1) 総合センター

ア ホール

種別	利用区分	金額	摘要
放送設備	午前・午後・夜間各1回につき	円	(略)
		610	
ステージ		1,130	
スライド映写機		250	
オーバーヘッドプロジェクター		250	
16mm映写機		1,130	
ボーダーライト		250	
サスペンションライト		250	
シーリングライト		250	
水平ライト		250	
フットライト		250	
スポットライト		250	
ピアノ		1,540	
ワイヤレスマイクロホン		610	
電気コンセント		250	

イ 体育館

種別	利用区分	金額	摘要
放送設備	1日1回につき	円	(略)
		610	
ステージ		1,130	
ボーダーライト		250	
サスペンションライト		250	
水平ライト		250	
バスケットボール用具		250	
バレーボール用具		250	
卓球用具		250	
バドミントン用具		250	
ピアノ		1,540	
ワイヤレスマイクロホン		610	

ベビーカー		(略)
電動車いす		(略)
シニアカー	最初の1時間まで	310
	(略)	
(略)		

5 可美公園

(1) 総合センター

ア ホール

種別	利用区分	金額	摘要
放送設備	午前・午後・夜間各1回につき	円	(略)
		620	
ステージ		1,150	
スライド映写機		260	
オーバーヘッドプロジェクター		260	
16mm映写機		1,150	
ボーダーライト		260	
サスペンションライト		260	
シーリングライト		260	
水平ライト		260	
フットライト		260	
スポットライト		260	
ピアノ		1,570	
ワイヤレスマイクロホン		620	
電気コンセント		260	

イ 体育館

種別	利用区分	金額	摘要
放送設備	1日1回につき	円	(略)
		620	
ステージ		1,150	
ボーダーライト		260	
サスペンションライト		260	
水平ライト		260	
バスケットボール用具		260	
バレーボール用具		260	
卓球用具		260	
バドミントン用具		260	
ピアノ		1,570	
ワイヤレスマイクロホン		620	

電気コンセント	250	(略)
ロッカー	(略)	

電気コンセント	260	(略)
ロッカー	(略)	

ウ ホール及び体育館以外の施設

ウ ホール及び体育館以外の施設

種別	利用区分	金額	摘要
視聴覚室	1日1回につき	円	(略)
		610	
		1,130	
		250	
		250	
軽運動室		250	(略)
各施設共通		250	(略)
		610	
		250	(略)

種別	利用区分	金額	摘要
視聴覚室	1日1回につき	円	(略)
		620	
		1,150	
		260	
		260	
軽運動室		260	(略)
各施設共通		260	(略)
		620	
		260	(略)

(2) 野球場

(2) 野球場

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	220円	(略)

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	230円	(略)

(3) 庭球場

(3) 庭球場

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	220円	(略)
ロッカー		(略)	

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	230円	(略)
ロッカー		(略)	

(4) 水泳場

(4) 水泳場

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	220円	(略)

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	230円	(略)

(5) 弓道場

(5) 弓道場

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	220円	(略)
ロッカー		(略)	

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	230円	(略)
ロッカー		(略)	

6 花川運動公園

6 花川運動公園

種別	利用区分	金額	摘要
机	1日1回につき	(略)	(略)
補助いす		(略)	
放送設備		610	(略)
電気コンセント		(略)	

種別	利用区分	金額	摘要
机	1日1回につき	(略)	(略)
補助いす		(略)	
放送設備		620	(略)
電気コンセント		(略)	

ロッカー	(略)	ロッカー	(略)
7 ゆたか緑地集会所		7 ゆたか緑地集会所	
音響機器 1日1回につき	<u>560円</u>	音響機器 1日1回につき	<u>570円</u>
8 (略)		8 (略)	
9 明神池運動公園		9 明神池運動公園	
(1) 野球場		(1) 野球場	
種別	利用区分	金額	
スコアボード	1日1回につき	<u>1,040円</u>	
(2) (略)		(2) (略)	
10～12 (略)		10～12 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市公園条例施行規則の一部改正)

第35条 浜松市公園条例施行規則（平成17年浜松市規則第240号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第10条関係） 浜松市春野ふれあい公園	別表第2（第10条関係） 浜松市春野ふれあい公園
利用区分	金額
自一般 転小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準じる者を含む。）	1台1時間につき 円 <u>300</u> (略)
自一般 転小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準じる者を含む。）	1台1時間につき 円 <u>310</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第36条 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成6年浜松市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用の額)	(費用の額)
第12条 条例第15条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第12条 条例第15条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 自転車 1台につき <u>2,000円</u>	(1) 自転車 1台につき <u>2,040円</u>
(2) 原動機付自転車 1台につき <u>3,000円</u>	(2) 原動機付自転車 1台につき <u>3,050円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第37条 浜松市自転車等駐車場条例施行規則（平成6年浜松市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用の額) 第6条 条例第8条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 自転車 1台につき <u>2,000円</u> (2) 原動機付自転車 1台につき <u>3,000円</u> (3) 自動二輪車 1台につき <u>4,110円</u>	(費用の額) 第6条 条例第8条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 自転車 1台につき <u>2,040円</u> (2) 原動機付自転車 1台につき <u>3,050円</u> (3) 自動二輪車 1台につき <u>4,190円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市営住宅条例施行規則の一部改正)

第38条 浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
別表（第17条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>市営住宅の名称</th><th>使用料（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>湖東団地</td><td><u>2,400</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>法師軒団地</td><td><u>2,400</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	市営住宅の名称	使用料（月額）	(略)		湖東団地	<u>2,400</u>	(略)		法師軒団地	<u>2,400</u>	(略)		別表（第17条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>市営住宅の名称</th><th>使用料（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>湖東団地</td><td><u>2,500</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>法師軒団地</td><td><u>2,500</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	市営住宅の名称	使用料（月額）	(略)		湖東団地	<u>2,500</u>	(略)		法師軒団地	<u>2,500</u>	(略)	
市営住宅の名称	使用料（月額）																								
(略)																									
湖東団地	<u>2,400</u>																								
(略)																									
法師軒団地	<u>2,400</u>																								
(略)																									
市営住宅の名称	使用料（月額）																								
(略)																									
湖東団地	<u>2,500</u>																								
(略)																									
法師軒団地	<u>2,500</u>																								
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第39条 浜松市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年浜松市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 5 平成29年度から平成33年度までの間の法師軒団地の駐車場の使用料は、 <u>改正後</u>	附 則 5 平成29年度から平成33年度までの間の法師軒団地の駐車場の使用料は、 <u>浜松市</u>

の別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

(表略)

営住宅条例施行規則別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立高等学校施設使用料条例施行規則の一部改正)

第40条 浜松市立高等学校施設使用料条例施行規則（平成6年浜松市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
浜松市立高等学校施設使用料条例（平成6年浜松市条例第20号）別表の1の(2)の規則で定める額は、次の表のとおりとする。				浜松市立高等学校施設使用料条例（平成6年浜松市条例第20号）別表の1の(2)の規則で定める額は、次の表のとおりとする。					
種別	利用区分	使用料	摘要	種別	利用区分	使用料	摘要		
照明	調光装置	円 <u>3,440</u>	(略)	照明	調光装置	円 <u>3,500</u>	(略)		
	アッパーライト	<u>1,740</u>	(略)		アッパーライト	アッパーライト	<u>1,780</u>	(略)	
	ボーダーライト	<u>920</u>				ボーダーライト	ボーダーライト	<u>940</u>	
	ロアーホリゾン トライト	<u>1,230</u>					ロアーホリゾン トライト	ロアーホリゾン トライト	<u>1,250</u>
	スポット ライト	1kW 0.5kW	<u>300</u>		(略)	スポット ライト		1kW 0.5kW	<u>310</u>
			(略)				(略)		
	センターピンス ポット	<u>2,260</u>			センターピンス ポット	<u>2,300</u>			
	シーリングライ ト	<u>300</u>			シーリングライ ト	<u>310</u>			
	天井反射板ライ ト	<u>920</u>	(略)		天井反射板ライ ト	<u>940</u>	(略)		
映 写	16mm映写機	<u>5,190</u>	(略)	映 写	16mm映写機	<u>5,290</u>	(略)		
	スライド映写機	<u>1,230</u>	(略)		スライド映写機	スライド映写機	<u>1,250</u>	(略)	
	スクリーン	<u>1,230</u>				スクリーン	<u>1,250</u>		
音 響	拡声装置	<u>3,440</u>	(略)	音 響	拡声装置	<u>3,500</u>	(略)		
	マイク ロホン	コンデ ンサー 型	<u>820</u>		(略)	マイク ロホン	コンデ ンサー 型	<u>830</u>	(略)
		ダイナ ミック 型	<u>510</u>				ダイナ ミック 型	<u>520</u>	
	つりマイクロホ ン装置	<u>1,130</u>	(略)		つりマイクロホ ン装置	<u>1,150</u>	(略)		
	ワイヤレスマイ クロホン	<u>1,740</u>	(略)		ワイヤレスマイ クロホン	<u>1,780</u>	(略)		
	マイクロホンス タンド	(略)			マイクロホンス タンド	(略)			
	テープレコーダ	<u>1,740</u>	(略)		テープレコーダ	<u>1,780</u>	(略)		

	ー				ー		
	CDプレーヤー	<u>1,020</u>	(略)		CDプレーヤー	<u>1,040</u>	(略)
	ステージスピーカー	<u>2,260</u>	(略)		ステージスピーカー	<u>2,300</u>	(略)
舞台	演台	<u>510</u>	(略)	舞台	演台	<u>520</u>	(略)
	司会者テーブル	<u>300</u>	(略)		司会者テーブル	<u>310</u>	(略)
	山台	(略)			山台	(略)	
	黒幕	(略)			黒幕	(略)	
	反響板	<u>2,260</u>	(略)		反響板	<u>2,300</u>	(略)
	指揮台	<u>300</u>	(略)		指揮台	<u>310</u>	(略)
	グランドピアノ	<u>1,020</u>	(略)		グランドピアノ	<u>1,040</u>	(略)
電気コンセント	(略)		電気コンセント	(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設<sup>[Wユ1]</sup>の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第36条の規定による改正後の浜松市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第12条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）第15条の規定により徴収する費用の額について適用する。

(浜松市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第37条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例施行規則第6条の規定は、施行日以後に浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18号）第8条の規定により徴収する費用の額について適用する。

(浜松市営住宅条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 浜松市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則附則第5項の規定の適用がある場合を除き、第38条の規定による改正後の浜松市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成31年10月分以後の使用料について適用し、同年9月分以前の使用料については、なお従前の例による。

(浜松市立高等学校施設使用料条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)



- 6 第40条の規定による改正後の浜松市立高等学校施設使用料条例施行規則の規定は、施行日以後にされる許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前にされた許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。